

明治三十八年六月 告示 逓信省第二百八十二號 第二百八十三號 第二百八十四號 第二百八十五號 第二百八十六號 第二百五二

○逓信省告示第二百八十二號
本年五月二十八日限り在韓國江景郵便受取所ヲ廢止ス同受取所ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ群
山郵便局江景出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月一日
逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百八十三號
本年五月三十日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二日
逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百八十四號
本年五月二十九日限り在韓國公州郵便受取所ヲ廢止ス同受取所ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ群
山郵便局公州出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月二日
逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百八十五號
左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱
ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼
續取扱ハシム

明治三十八年六月二日
逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百八十六號
客月十九日ヨリ左記郵便局出張所ニ於テ和文電報ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二日
逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百八十七號
東京海灣羽根田洲ノ南端川崎浮標ハ從來水面上高サ一丈ノ處今般該高サ一丈五尺ノ浮標ト交換セ
ル

但位置及著色構造ハ從前ノ通
明治三十八年六月三日
逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百八十八號
郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ
明治三十八年六月六日
逓信大臣大浦兼武

英貨	一 パウンド	九四八七・一四七	一圓二付 ⁵ / ₁₆ 即チ
	ニ シルリング	四九三・五七	ニ圓二付 ¹ / ₂ シルリング「〇」ハシ
佛貨	一 フランク	四・一三	ニ圓二付 ¹ / ₂ フランク「五十五」サ
	一 ダラ	三九〇・九〇	ニ圓二付 ¹ / ₂ フランク「五十五」サ
米貨	一 セント	二〇・一五三	一圓二付 ⁴⁹ / ₁₀₀ 即チ
	一 マルク	一四・三三	四十九「セント」三七五
獨貨	一 フロリン	四八・三〇	一圓二付 ¹ / ₂ マルク「〇七」フエン
	一 クローネ	八二・八九〇	一圓二付 ¹ / ₂ マルク「〇七」フエン
埃地利貨幣	一 クローネ	一四・三三	一圓二付 ¹ / ₂ マルク「〇七」フエン
	一 コロナ	一四・三三	一圓二付 ¹ / ₂ マルク「〇七」フエン
洪島利貨幣	一 クローネ	一四・三三	一圓二付 ¹ / ₂ マルク「〇七」フエン
	一 コロナ	一四・三三	一圓二付 ¹ / ₂ マルク「〇七」フエン

明治三十八年六月 告示 逓信省第二百八十七號 第二百八十八號 一五五三

本邦局所名 群山郵便局公州出張所 公州郵便局及同電報司 引續年 月 日 明治三十八年五月三十日
名 稱 逓信大臣大浦兼武
位 置 京 城 郵 便 局 南 大 門 出 張 所 韓 國 桃 洞

本邦局所名 群山郵便局公州出張所 公州郵便局及同電報司 引續年 月 日 明治三十八年五月三十日
名 稱 逓信大臣大浦兼武
位 置 京 城 郵 便 局 南 大 門 出 張 所 韓 國 桃 洞

本邦局所名 群山郵便局公州出張所 公州郵便局及同電報司 引續年 月 日 明治三十八年五月三十日
名 稱 逓信大臣大浦兼武
位 置 京 城 郵 便 局 南 大 門 出 張 所 韓 國 桃 洞

○遞信省告示第三百一號

明治三十七年六月遞信省告示第三百一十七號外國電報料金表第二表韓國地方ノ部中左ノ通改ム
明治三十八年六月八日
遞信大臣大浦兼武

忠州 〇三〇
全州 〇三〇
木浦 〇三〇

○遞信省告示第三百二號

本月二日ヨリ左記郵便局出張所ニ於テ和文電報ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月八日
遞信大臣大浦兼武

名 稱 群山郵便局全州出張所

位 置 韓國 全州

○遞信省告示第三百三號

本月三日ヨリ左記郵便局ニ於テ和文電報ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月八日
遞信大臣大浦兼武

名 稱 木浦郵便局

位 置 韓國 木浦

○遞信省告示第三百四號

軍艦石見外四隻ニ點附ノ信號符字左ノ如シ
明治三十八年六月八日
遞信大臣大浦兼武

信號符字	名	位 置	名
G G Q Q S S P N M	石 見 島 嶼	韓國 木浦	見 島
信號符字	名	位 置	名
G G Q Q S S T R	石 見 島 嶼	韓國 木浦	見 島

○遞信省告示第三百五號

蘭領東印度ハ華盛頓締結價格表記信書及箱物交換約定ニ加盟セリ
明治三十八年六月九日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百六號

明治三十五年十一月一號遞信省告示第五百四十六號價格表記信書及箱物ヲ交換シ得ル國名並ニ隨意規定事項摘要表中左ノ通改正ス

明治三十八年六月九日

遞信大臣大浦兼武

一 和蘭ノ次ニ左ノ追加フ

關領東印度 同上 施行セス 名宛郵便局

二 葡萄牙(マデラ島及ア)ノ項中別配達ノ部ヲ施行ニ改ム

○遞信省告示第三百七號

明治二十七年六月一號遞信省告示第三百四號外國宛價格表記郵便料金表中和蘭ノ次ニ左ノ追加ス

明治三十八年六月九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百八號

本月六日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百九號

本月六日限リ在韓國光州郵便受取所ヲ廢止ス同受取所ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ木浦郵便局光州出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百十號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續

明治三十八年六月九日

遞信大臣大浦兼武

續取扱ハシム

明治三十八年六月九日

遞信大臣大浦兼武

本邦局所名

韓國局名

引繼年月日

○遞信省告示第三百十一號

本月十一日ヨリ左記郵便受取所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

右郵便受取所ニ於テハ特ニ郵便物集配事務ヲ取扱ハシム

明治三十八年六月十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百十二號

本日限リ在韓國京城郵便局永同出張所ヲ廢止ス同出張所ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ永同郵便受取所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百十三號

本月六日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百十四號

本月六日限リ在韓國濟州島郵便受取所ヲ廢止ス同受取所ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ木浦郵便局濟州出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百十五號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務

明治三十八年六月十日

遞信大臣大浦兼武

ハ其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム
明治三十八年六月十日

逓信大臣大浦兼武

本邦局所名 韓國 蔚山 蔚州 郵 遞 司

引繼年月日 明治三十八年六月六日

○逓信省告示第三百十六號

明治三十三年逓信省告示第六十四號諸外國ノ郵送禁制品目表中「埃及」ノ項ニ左ノ通追加ス
明治三十八年六月十日 逓信大臣大浦兼武

宣紙及之ニ關スル印刷物

○逓信省告示第三百十七號

本月十六日ヨリ在韓國虎島郵便受取所ニ於テ郵便物集配事務ヲ取扱ハシム

○逓信省告示第三百十八號

逓信大臣大浦兼武

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ
明治三十八年六月十三日 逓信大臣大浦兼武

佛 貨	一フランク	三九〇・九〇	一圓ニ付「フランク」五十五「サ ンチム」八二〇
	一ペンニー	四・一三	一圓ニ付「ペンニー」二〇「ムン
英 貨	一シルリング	四九・三五七	一圓ニ付「シルリング」二〇「ムン
	一パウンド	九八七・四七	一圓ニ付「パウンド」即チ

米 貨	一メラー	二〇二・三三	一圓ニ付「メラー」四十九「セント」三七五
	一セント	二・〇二五	一圓ニ付「セント」三〇七「フェン
獨 貨	一マルク	四八・三〇〇	一圓ニ付「マルク」三〇七「フェン
	一フロリン	八三・八九〇	一圓ニ付「フロリン」二一「セン
獨地利 貨幣	一クロネ	四・三三〇	一圓ニ付「クロネ」四十二
	一コロナ	四・三三〇	一圓ニ付「コロナ」六〇「
香港洋銀	一メラー	九二・三七五	一圓ニ付「メラー」〇八「セント」
	一セント	九・二四	一圓ニ付「セント」二五「四
墨 銀	一ペソ	五五・九五八	一圓ニ付「ペソ」〇四「セント」
	一セント	九・六〇	一圓ニ付「セント」二二

(備考) 羅馬尼亞貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ

*銀貨換算割合ハ香港爲替中劉公島及韓波ニ振宛ツルモノ、換算ニノミ適用スヘキモノトス

○逓信省告示第三百十九號
本月九日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲ取扱ハシム
明治三十八年六月十三日

逓信大臣大浦兼武

平壤郵便局出張所 韓國 蔚山 釜山郵便局尙州出張所 韓國 尙州

○逓信省告示第三百二十號
左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國領受所及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該領受所及電報司ニ於テ取扱
ヒタル従前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼

○遞信省告示第三百二十六號

明治三十六年三勅令第四十一號ニ基ク請願ニ依リ本月十六日ヨリ左記郵便局ニ電信事務ヲ開始ス

○遞信省告示第三百二十七號

本月九日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

○遞信省告示第三百二十八號

本月十日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

○遞信省告示第三百二十九號

本月十一日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

○遞信省告示第三百三十號

本月十二日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

名	住ノ江郵便局	位	佐賀縣杵島郡福富村大字福富
名	水浦郵便局長興出張所	位	韓國長興
名	水浦郵便局長興出張所	位	釜山郵便局慶州出張所
名	群山郵便局南原出張所	位	韓國南原
名	京城郵便局瑞興出張所	位	韓國瑞興
名	京城郵便局瑞興出張所	位	京城郵便局水原府出張所
名	京城郵便局水原府出張所	位	韓國水原

○遞信省告示第三百三十一號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

○遞信省告示第三百三十二號

本月十一日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

○遞信省告示第三百三十三號

本月十三日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

○遞信省告示第三百三十四號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

本邦局所名	韓國局名	引繼年月日	遞信大臣大浦兼武
水浦郵便局長興出張所	長興郵遞司	明治三十八年六月九日	
釜山郵便局慶州出張所	慶州郵遞司	同年同月同日	
群山郵便局南原出張所	南原郵遞司	同年同月同日	
京城郵便局瑞興出張所	瑞興郵遞司	同年同月十一日	
京城郵便局瑞興出張所	瑞興郵遞司	同年同月十二日	
京城郵便局水原府出張所	水原郵遞司及同電報司	同年同月十二日	
群山郵便局洪州出張所	韓國洪州		遞信大臣大浦兼武
京城郵便局濟州出張所	韓國濟州		遞信大臣大浦兼武

本邦局所名 韓國局名
群山郵便局洪州出張所 洪州郵便局
京城郵便局清州出張所 清州郵便局
引繼年月日
明治三十八年六月十一日
同 年同月十三日

○遞信省告示第三百三十五號

明治三十七年六月遞信省告示第三百二十號萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項中第七號第四ニ左ノ一項ヲ追加シ來七月一日ヨリ施行ス

明治三十八年六月十六日

遞信大臣大浦兼武

其ノ他ノ各地ニ宛テタルモノノ別使配達料及解船配達料ハ里程ニ拘ハラズ金五十錢トシ配達實費之ニ超過シタルトキハ其ノ實費額ニ據ル

○遞信省告示第三百三十六號

電信事務ヲ取扱フ在韓國郵便局所ニ於テ來七月一日ヨリ左記事項ニ據リ諺文電報ノ取扱ヲ爲ス但シ龍山郵便電信受取所ニ於テハ之カ取扱ヲ爲サス

明治三十八年六月十六日

遞信大臣大浦兼武

一諺文電報ハ全部諺文ヲ以テ書載シタルモノニシテ在韓國郵便局所相互間ニ發著スルモノニ限ル

○遞信省告示第三百三十七號

本月十四日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月十六日

遞信大臣大浦兼武

名 稱 京城郵便局忠州出張所 位置 韓國忠州

○遞信省告示第三百二十八號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱

ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月十六日

遞信大臣大浦兼武

本邦局所名 韓國局名
京城郵便局忠州出張所 忠州郵便司及同電報司
引繼年月日
明治三十八年六月十四日

○遞信省告示第三百二十九號

明治三十七年六月遞信省告示第三百十七號外國電報料金表第二表韓國地方ノ部中左ノ通改ム

明治三十八年六月十六日

遞信大臣大浦兼武

水原

○遞信省告示第三百四十號

本月十二日ヨリ左記郵便局出張所ニ於テ和文電報ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月十六日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百四十一號

在韓國本邦郵便局ノ電話加入區域左ノ通定ム

明治三十八年六月十七日

遞信大臣大浦兼武

局 名 普通加入區域
釜山及古閑 仁川
京城 京城 普通加入區域

○遞信省告示第三百四十二號

韓國内電話呼出地域左ノ通定ム

明治三十八年六月十七日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百四十三號

一本邦郵便局普通加入區域内 一龍山 一永登浦
本月十二日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月十七日 遞信大臣大浦兼武

名	位	名	位
釜山郵便局安東出張所	韓國安東	京城郵便局安城出張所	韓國安城

○遞信省告示第三百四十四號
本月十五日ヨリ左記郵便局所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月十七日 遞信大臣大浦兼武

名	位	名	位
慶州郵便局	韓國慶州	京城郵便局金城出張所	韓國金城

○遞信省告示第三百四十五號
左記ノ郵便局所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除ク外其ノ引繼ヲ受ケタル局所ヲシテ繼續取扱ハシム
明治三十八年六月十七日 遞信大臣大浦兼武

本邦局所名	韓國局名	引繼年月日
釜山郵便局安東出張所	安東郵遞司	明治三十八年六月十二日
京城郵便局安城出張所	安城郵遞司	同年同月同日
蔚州郵便局	蔚州郵遞司及同電報司	同年同月十五日
京城郵便局金城出張所	金城電報司	同年同月同日

○遞信省告示第三百四十六號

本月十三日ヨリ左記郵便局出張所ニ於テ和文電報ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月十七日 遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百四十七號
京城郵便局麻浦出張所 位 韓國麻浦

○遞信省告示第三百四十八號
北青 麻浦 位 韓國麻浦
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百四十九號
來七月一日ヨリ左記郵便局出張所ニ電話通話事務ヲ開始シ各相互間及下記郵便局所(電話加)相互間ノ通話ヲ爲サシム
明治三十八年六月十九日 遞信大臣大浦兼武

名	位	通話スヘキ郵便局所名
京城郵便局麻浦出張所	韓國麻浦	京城郵便局
京城郵便局水原出張所	韓國水原	仁川郵便局
		永登浦電話所
		龍山電話所

○遞信省告示第三百五十號
本年六月遞信省告示第三百四十二號韓國國內電話呼出地域中「永登浦」ノ次ニ左ノ通追加ス
明治三十八年六月十九日 遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百五十一號
郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

英貨	一ハウランド	九八七・一四七	一圓ニ付二「シリング」〇「ペン
	一シルリング	四九・三五七	ニ「三三三
	一ペンニー	四・一三三	
佛貨	一フランク	三九・〇九〇	一圓ニ付二「フランク」五十五「サ
米貨	一ダラー	二〇・五三三	ニ「チム」八二〇
	一セント	二・〇二五	一圓ニ付四十「セント」三七五
獨貨	一マルク	四八・三三〇	一圓ニ付二「マルク」〇七「フェン
	一フロリン	八二・八九〇	ニ「ツロ」三八三
蘭地貨	一クローネ	四・一三〇	一圓ニ付「フロリン」二十「セン
洪島利貨幣	一コロナ	四・一三〇	ニ「クローネ」四十二
香港洋銀	一ダラー	九二・八三三	「ハルレル」六〇一
	一セント	九・二八	一圓ニ付「ダラー」〇七「セント
* 鑄銀	一ダラー	九六・九二	一圓ニ付「ダラー」〇三「セント
	一セント	九・六三	

(備考) 羅馬尼亞貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ
 * 銀貨換算割合ハ香港爲替中劉公島及寧波ニ據究ツルモノ、換算ニノミ適用スヘキモノトス

○遞信省告示第三百五十一號

明治三十七年六月六日遞信省告示第二百十七號外國電報料金表第二表韓國地方ノ部中左ノ通改ム

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百五十二號

本月十四日ヨリ左記郵便局出張所ニ於テ和文電報ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百五十三號

明治三十七年六月六日遞信省告示第二百十七號外國電報料金表中左ノ通改メ來七月一日ヨリ施行ス

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

第一表 Asia (亞細亞地方)ノ部中 Bokhara (ボクハラ)ノ項ノ下烏拉日阿斯德線經過料金「一三四〇」ヲ

「一〇二〇」ト改メ

同表 Europe (歐羅巴地方)ノ部中 Austria (澳地利)ヨリ Russia in Europe and Caucasus (歐羅巴露西亞

及甲加索)マテ及 Serbia (セルビア)ヨリ Turkey (土耳其)マテノ各項ノ下上海線經過「イースター

」線料金「二八二〇」ヲ孰モ「二四二〇」ト改メ

同表 Africa (亞非利加地方)ノ部中 Algeria (アルジェリア) Tangier (タンジアー) Tripoli (トリポリ)及

Tunis (チュニニス)ノ各項ノ下上海線經過料金「一八二〇」ヲ孰モ「二四二〇」ト改メ

第五表第一ノ部中 Algeria (アルジェリア)ヨリ Tunis (チュニニス)マテノ各項及 Europe (歐羅巴)

ノ項中 Russia in Europe and Caucasus (歐羅巴露西亞及甲加索)ノ下上海線經過「イースター」線料

金「二八二〇」ヲ孰モ「二四二〇」ト改メ

同部中 Bokhara (ボクハラ)ノ項ノ下烏拉日阿斯德線經過料金「一三六〇」ヲ「一〇二〇」ト改メ

○遞信省告示第三百五十四號

明治三十七年六月遞信省告示第三百五十八號外國新聞電報料金表第一表 Europe (歐羅巴地方)ノ部 France (佛蘭西)ヨリノ Paris (西班牙)マテノ各項ノ下上海線經過「イースター」線料金「〇・九五」ヲ就モ
〇・七九ニト改メ來七月一日ヨリ施行ス

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百五十五號

本月十五日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

名 稱 京城郵便局鐵原出張所

位 置 韓國鐵原

○遞信省告示第三百五十六號

本月十七日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

名 稱 京城郵便局稷山出張所

位 置 韓國稷山

○遞信省告示第三百五十七號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱
ロタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼
續取扱ハシム

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

本邦局所名 京城郵便局鐵原出張所

韓國局名 鐵原 郵 遞 司

引繼年月日 明治三十八年六月十五日

京城郵便局稷山出張所

稷山郵便司及同電報司

同年同月十七日

○遞信省告示第三百五十八號

廣島縣下安藝國豐田郡大崎南村ニ於テ同郡大崎上島ノ南方黑洲暗礁上へ立標一基ヲ建設ノ旨同縣
ヨリ報告セリ

明治三十八年六月二十日

遞信大臣大浦兼武

一該立標ハ石造截頭圓錐形ニシテ黑色ニ塗リ水面ヨリ高サ九尺ナリ

一該立標ヨリ測定セル磁針方位ハ左ノ如シ

大崎上島大島山ハ北四十三度五十五分東

岡村島正月鼻ハ 南二十四度四十二分東

三角島北ノ鼻ハ 南八十二度九分西

○遞信省告示第三百五十九號

本月十三日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二十一日

遞信大臣大浦兼武

名 稱 京城郵便局春川出張所

位 置 韓國春川

○遞信省告示第三百六十號

本月十七日ヨリ左記郵便局ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二十一日

遞信大臣大浦兼武

名 稱 安州郵便局

位 置 韓國安州

○遞信省告示第三百六十一號

左記ノ郵便局所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ロタル
從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル局所ヲシテ繼續取扱
ハシム

明治三十八年六月二十一日

遞信大臣大浦兼武

本邦局所名 韓國局名
京城郵便局春川出張所 春川郵便局 引繼年月日
安州郵便局 安州郵便局及同電報司 明治三十八年六月十三日
同月同日十七日

○遞信省告示第三百六十二號
明治三十七年六月 遞信省告示第三百十七號外國電報料金表第二表韓國地方ノ部中水原ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス
明治三十八年六月二十一日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百六十三號
本月十七日ヨリ左記郵便局出張所ニ於テ和文電報ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月二十一日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百六十四號
本月二十日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月二十二日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百六十五號
左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム
明治三十八年六月二十二日
遞信大臣大浦兼武

本邦局所名 韓國局名
元山郵便局咸興出張所 咸興郵便局及同電報司 引繼年月日
咸興郵便局及同電報司 明治三十八年六月二十日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百六十六號

本日ヨリ左記郵便受取所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム
右郵便受取所ニ於テハ特ニ郵便物集配事務ヲ取扱ハシム
明治三十八年六月二十二日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百六十七號
本月二十二日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月二十六日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百六十八號
本月二十三日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム
明治三十八年六月二十六日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百六十九號
左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム
明治三十八年六月二十六日
遞信大臣大浦兼武

本邦局所名 韓國局名
安州郵便局寧邊出張所 寧邊郵便局及同電報司 引繼年月日
安州郵便局寧邊出張所 寧邊郵便局及同電報司 明治三十八年六月二十二日
遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百七十號

明治三十八年六月四日 遞信省告示第二百六號中安州定州及義州各軍用通信所ノ欄ヲ左ノ通改メ來七月一日ヨリ施行ス

明治三十八年六月二十六日

遞信大臣大浦兼武

安州軍用通信所 安州 同 電報ノ配達事務ハ安州郵便局ニ於テ取扱フ
定州軍用通信所 定州 同 電報ノ配達事務ハ安州郵便局定州出張所ニ於テ取扱フ
義州軍用通信所 義州 同 電報ノ配達事務ハ義州郵便局ニ於テ取扱フ

○遞信省告示第三百七十一號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十八年六月二十七日

遞信大臣大浦兼武

英貨	一パウンド	九八・一四七	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
	一シルリング	四九・三五七	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
	一ペンニー	四・一三三	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
佛貨	一フランク	三九・〇九〇	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
米貨	一ダラー	二〇・二五三	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
	一セント	二・〇二五	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
獨貨	一マルク	四八・三三〇	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
國貨	一フロリン	八二・八九〇	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ

境地利	一 ¹⁰⁰ / ₁₀₀ クローネ	四二・三三〇	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
洪哥利	一 ¹⁰⁰ / ₁₀₀ コ罗纳	四二・三三〇	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
香港洋銀	一ダラー	九三・三七五	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
	一セント	九・三三九	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
米銀	一ダラー	九六・七五〇	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ
	一セント	九・六七八	一圓ニ付二 ¹⁰ / ₁₀₀ 即チ

(備考) 羅馬尼亞貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ

* 疊銀換算割合ハ香港爲替中劉公島及寧波ニ振宛ツルモノ、換算ニノミ適用スヘキモノトス

○遞信省告示第三百七十二號

明治三十七年六月 遞信省告示第三百十七號外國電報料金表中左ノ通改メ來七月一日ヨリ施行ス

明治三十八年六月二十七日

遞信大臣大浦兼武

第一表 Europe (歐羅巴地方)ノ部中上海線經過馬尼刺線料金ヲ左ノ通改ム

Europe(歐羅巴地方)	三・三九二
Austria(奧地利)	三・二六〇
Belgium(比利時)	三・四四〇
Bosnia(ボスニア)	三・四七二
Bulgaria(ブルガリア)	三・四六〇
Denmark(デンマーク)	三・二六〇
France(佛蘭西)	三・一六〇
Germany(獨逸)	三・一四〇
Gibraltar(ジブラルタル)	三・一六〇
Great Britain(大英列國)	三・一六〇
Greece(希臘)	三・一五〇

Holland(海國)	三二六〇
Hungary(匈牙利)	三三九二
Italy(意大利)	三三八〇
Luxembourg(ルクセンブルグ)	三三六〇
Montenegro(モンテネグロ)	三四四〇
Norway(挪威)	三四六〇
Portugal(ポルトガル)	三四四〇
Roumania(ルーマニア)	三四四〇
Russia in Europe and Caucasus(歐羅巴亞細亞及甲加泰)	三六五〇
Serbia(セルビア)	三四四〇
Spain(西班牙)	三五六〇
Sweden(瑞典)	三五二〇
Switzerland(スイス)	三三六〇
Turkey(土耳其)	三六三〇
同表 Africa (亞非利加地方)ノ部中上海線經過料金ヲ左ノ通改ム	
Agores(アゴレス)	三二六〇
St. Michael(セントマイケール)	三二六〇
Ponta Delgada(ポントデルガダ)	三二六〇
Fayal(ファヤル)	三二六〇
Horta(ホルタ)	三二六〇
Canary Islands(カナリヤ諸島)	三二六〇
Madeira(マデイラ)	三二六〇
St. Jago(サンジャゴ)	三二六〇
St. Vincent(セントビンセント)	三二六〇
St. Helena and Ascension(セントヘレナ及セントアセンション)(歐羅巴及アフリカ諸島)	三二六〇
Senegal(セネガル)	三二六〇

West Coast in Africa(西非諸國海峽)		
Angola(アンゴラ)	六〇〇〇	六〇〇〇
Benguelin(ベネギリン)	六〇〇〇	六〇〇〇
Capri(カプリ)	七〇八〇	七〇八〇
Loanda(ロアンダ)	七〇四〇	七〇四〇
Lobito(ロビト)	七八四四	七八四四
Mossamedes(モッサメデス)	八二四四	八二四四
Novo Ledondo(ヌーヴォレドンド)	七〇八〇	七〇八〇
Bahurst(バハースト)	四四六〇	四四六〇
Dahomey(ダホメイ)	六〇〇〇	六〇〇〇
Kotonu(コトヌ)	六〇〇〇	六〇〇〇
Wydah in Benin(ウイダインベニン)	六〇〇〇	六〇〇〇
French Congo(フランス領コンゴ)	六〇〇〇	六〇〇〇
Gabon(ガボン)	六〇〇〇	六〇〇〇
French Guinea(フランス領ギニア)	六〇〇〇	六〇〇〇
Konakry(コンナクリ)	五〇六〇	五〇六〇
Other Places(其他各埠)	五〇〇〇	五〇〇〇
Gold Coast: Ashanti(ゴールドコースト: アシヤンティ)	五〇〇〇	五〇〇〇
Aoora(アウラ)	五〇〇〇	五〇〇〇
Sekondi(セコンディ)	五〇〇〇	五〇〇〇
Adjinab(アジンアブ)	五〇〇〇	五〇〇〇
Akuse(アクセ)	五〇〇〇	五〇〇〇
Appam(アッパム)	五〇〇〇	五〇〇〇

上海線經過
 佛蘭西、西
 班牙陸線
 カザン、ス
 若ハリス
 海峽線

Axim(アキム)	五・六〇〇	五・六九五
Behin(ベヒン)		
Chama(チャマ)		
Dixcove(ディクスコーブ)		
Half Assinie(ハーフアシニー)		
Quiliba(キリバ)		
Tarkwa(タルクワ)		
Troy Coast(トロイ海岸)		
Grand-Bassam(グランドバッサム)	五・四〇〇	五・四〇〇
Assinie(アシニー)		
Jacquerville(ジャクヴィル)		
Lahou(ラウ)	五・四八〇	五・四八〇
Other Places(其他各地)		
Kamerun(カメルン)	六・六三三	七・〇二七
Nigeria(ニジェール)		
Bonny(ボンニ)	五・八六〇	五・九五五
Brass(ブラス)		
Lagos(ラゴス)	五・九四〇	六・〇三三
Other Places(其他各地)		
Portuguese Guinea(ポルトガル領ギニア)		
Bissao(ビサウ)	五・一四〇	五・一四〇
Bolama(ボラマ)		
Portuguese West Africa(ポルトガル領西アフリカ)		
Ponta do Padrão(ポントドパドラン)	七・一八〇	七・一八〇
Principe(プリンシペ)	六・四〇八	六・四〇八
Sierra Leon(シエラレオン)	四・九六〇	五・〇五五
St. Thomas(セントトマス)	六・一四〇	六・一四〇
Togoland(トゴランド)	六・一六〇	六・一六〇
Agome Palme(アゴメパルメ)	六・一六〇	六・一六〇
Lome(ロメ)	六・一六〇	六・一六〇

第三表中上海線經過「馬尼刺線」及「イースターン」線ノ兩線料金ヲ左ノ通改ム

上海線經過

馬尼刺線
イースターン線

North America(北米及加地方)		
United States(合衆國)		
Arizona(アリゾナ)	二・五〇〇	三・七八〇
California(カリフォルニア)		
Oakland(オークランド)	二・四二〇	三・七八〇
San Francisco(サンフランシスコ)	二・五〇〇	三・七八〇
Other Places(其他各地)		
Idaho(アイダホ)		
Nevada(ネバダ)		
Oregon(オレゴン)	二・五〇〇	三・七八〇
Utah(ユタ)		
Washington Territory(ワシントン領)		
Colorado(コロラド)		
Dacota(ダコタ)		
Kansas(カンザス)		
Montana(モンタナ)	二・四四〇	三・七四〇
Nebraska(ネブラスカ)		
New Mexico(ニューメキシコ)		
Wyoming(ワイオミング)		
Alabama(アラバマ)	二・六〇〇	三・六四〇
Arkansas(アーカンザス)	二・六〇〇	三・七四〇
Illinois(イリノイ)	二・六〇〇	三・六四〇
Indiana(インディアナ)		

Indian Territory(インヂヤンテリトリー)	二・六〇〇	三・七四〇
Iowa(アイオワ)	二・六〇〇	三・六四〇
Kentucky(ケンタッキー)	二・六〇〇	三・六四〇
Louisiana(ルイジアナ)	二・六〇〇	三・六四〇
New Orleans(ニューオーリンズ)	二・六〇〇	三・六四〇
Other Places(其他各地)	二・六〇〇	三・六四〇
Michigan(ミシガン)	二・六〇〇	三・六四〇
Minnesota(ミネソタ)	二・六〇〇	三・六四〇
Duluth(デュルース)	二・六〇〇	三・六四〇
Minneapolis(ミネアポリス)	二・六〇〇	三・六四〇
St. Paul(セントポール)	二・六〇〇	三・六四〇
Winona(ウィノナ)	二・六〇〇	三・六四〇
Other Places(其他各地)	二・六〇〇	三・六四〇
Mississippi(ミシシッピ)	二・六〇〇	三・六四〇
Missouri(ミズーリ)	二・六〇〇	三・六四〇
St. Louis(セントルイス)	二・六〇〇	三・六四〇
Other Places(其他各地)	二・六〇〇	三・六四〇
Ohio(オハイオ)	二・六〇〇	三・六四〇
Oklahoma Territory(オクラホマテリトリー)	二・六〇〇	三・六四〇
Tennessee(テネシー)	二・六〇〇	三・六四〇
Texas(テキサス)	二・六〇〇	三・六四〇
Wisconsin(ウィスコンシン)	二・六〇〇	三・六四〇
Columbia District(コロンビアディストリクト)	二・六〇〇	三・六四〇
Connecticut(コネチカット)	二・六〇〇	三・六四〇
Delaware(デラウェア)	二・六〇〇	三・六四〇
Florida(フロリダ)	二・六〇〇	三・六四〇
Key West(キーウエスト)	二・六〇〇	三・六四〇
Pensacola(ペンサコーラ)	二・六〇〇	三・六四〇
Other Places(其他各地)	二・六〇〇	三・六四〇

Georgia(ジョージア)	二・六六〇	三・六四〇
Maine(メイン)	二・六六〇	三・五二〇
Maryland(メリーランド)	二・六六〇	三・六〇〇
Massachusetts(マサチューセッツ)	二・六六〇	三・五二〇
New Hampshire(ニューハンプシャー)	二・六六〇	三・五二〇
New Jersey(ニュージャージー)	二・六六〇	三・五二〇
Hoboken(ホブoken)	二・六六〇	三・五二〇
Jersey City(ジャージーシティ)	二・六六〇	三・五二〇
Other Places(其他各地)	二・六六〇	三・六〇〇
New York(ニューヨーク)	二・六六〇	三・六〇〇
Bay Ridge(ベイリッジ)	二・六六〇	三・六〇〇
Brooklyn(ブルックリン)	二・六六〇	三・六〇〇
Flatbush(フラットブッシュ)	二・六六〇	三・六〇〇
Fort Hamilton(フォートハミルトン)	二・六六〇	三・六〇〇
Governor's Island(ゴヴナメントアイランド)	二・六六〇	三・六〇〇
Green Ridge(グリーンリッジ)	二・六六〇	三・六〇〇
Long Island City(ロングアイランドシティ)	二・六六〇	三・六〇〇
New Brighton(ニューブリighton)	二・六六〇	三・六〇〇
New Dorpe(ニュードール)	二・六六〇	三・六〇〇
New York City(ニューヨークシティ)	二・六六〇	三・六〇〇
Port Richmond(ポートリッチモンド)	二・六六〇	三・六〇〇
Quarantine(クオランティン)	二・六六〇	三・六〇〇
St. George(セントジョージ)	二・六六〇	三・六〇〇
Stapleton(スタプルトン)	二・六六〇	三・六〇〇
Tombinsville(トンプキンズビル)	二・六六〇	三・六〇〇
West New Brighton(ウェストニューブリighton)	二・六六〇	三・六〇〇
Yonkers(ヨンカーズ)	二・六六〇	三・六〇〇
Other Places(其他各地)	二・六六〇	三・六〇〇
North Carolina(ノースカロライナ)	二・六六〇	三・六〇〇

Pennsylvania(ペンシルヴァニア)	一六六〇	三六〇〇
Rhode Island(ロードアイランド)	一六六〇	三六三〇
South Carolina(南キヤロリナ)	一六六〇	三六四〇
Vermont(バーモント)	一六六〇	三六二〇
Virginia(バージニア)	一六六〇	三六四〇
Alaska(アラスカ)		
Hain(ヘーン)		
Juncat(ジュカト)		
Mission(ミッション)	一〇二〇	四二二〇
Sitka(シタカ)		
Skagway(スケグウェイ)	三六四〇	四九四〇
Other Places(其他各地)	三六四〇	四二八〇
Bermuda(バーマダ)		
Canada(加拿大)		
Cape Breton(コーブレントン)	一七四〇	三二二〇
British Columbia(ブリチッシュコロンビヤ)		
Alexandria(アレキサンドリア)		
Barkerville(バーカビル)		
Lillooet(リロエット)		
One hundred and fifty Mile House(百五十マイルハウス)	一七〇〇	三九〇〇
Pavilion(パビリオン)		
Quesnelle(クエズネル)		
Soda Creek(ソーダクリーク)		
Atlin(アトリン)	三二八〇	四四〇〇
Blackwater(ブラックウォーター)		
Fraser Lake(フレイザーレイク)	二七八〇	三九八〇
Clinton(クリントン)	二六六〇	三六六〇
One hundred and fifteen Mile House(百十五マイルハウス)		

Bennet(ベネット)		
Fraser(フレイザー)	三三二〇	四六六〇
Log Cabin(ログキャビン)		
Pennington(ペンニングトン)		
Summit or White Pass(サミットホワイトパス)		
Hazelton(ヘイズルトン)		
Aberdeen Gannery(アバースディーンガニナリー)	二九八〇	四二〇〇
Mauricelown(モーリスロウン)		
Port Simpson(ポートシンプソン)		
Skeena Canyon(スキーナキャニオン)		
Telegraph Creek(テレグラフクリーク)		
Other Places(其他各地)		
Manitoba(マニトバ)	二五八〇	三七八〇
New Brunswick(ニューブランズウィック)	二六六〇	三七八〇
North-West Territory(西北テリトリー)	二七四〇	三三二〇
Big Salmon(ビッグサルモン)		
Cariboo Crossing(キャロブーシロウクロス)		
Five Fingers(ファイブフィンガーズ)		
Fort Selkirk(フォートセルキーク)	三二六〇	四四〇〇
Hootalinqua(هوتアリンカ)		
Lower Labarge(ローマラバージュ)		
Selwyn(セルウィン)		
Tagish(タギッシュ)		
White Horse(ホワイトホース)	三四二〇	四五六〇
Cowley(カウリー)		
Dawson City(ダウソンシティ)		
Forty Mile(フォーティマイル)		
Northern International Boundary(ノースインターナショナルバウンダリー)	三四六〇	四六〇〇
Ogilvie(オギルビー)		
Stewart River(スチュワートリバー)		

Jarco(ジャコ)	
Limohar(リモハ)	
Madruga(マドゥガ)	
Mantua(マンツア)	
Mariano(マリヤノ)	
Martel(マルテル)	
Manzan(マンザン)	
Pinar del Rio(ピナルデルリオ)	
Regla(レグラ)	
San Antonio de los Baños(サンアントニオデバノス)	
San Cristobal(サンクリストバル)	
San Juan Y Martinez(サンファンマルティン)	
San Luis, Pinar del Rio(サンルイス)	
Union de Reyes(ユニオンデレイ)	
Yanillo(ヤニロ)	
Vedado(ベダド)	
Vinales(バイナル)	
Aguaque(アグアケ)	
Aguada de Pasajeros(アグアデパスヘロ)	
Caibarien(カイバリエ)	
Camajuani(カマジュアニ)	
Camarones(カマロン)	
Casilda(カシルダ)	
Cienfuegos(シエンフエゴ)	
Colon(コロ)	
Condado(コンダド)	
Gornalillo(ゴルニリロ)	
Ensenajada(エンセナハダ)	
Guamabullala(グアムブララ)	

1100

Hato Nuevo(ハトヌエボ)	
Isabela de Sagua(イサベラデサグア)	
Jorheanos(ジョルヘアノ)	
Las Chicos(ラスチコス)	
Las Palmas(ラスパルマ)	
Las Violas(ラスバイオラ)	
Las Abrens(ラスアブレン)	
Maeagua(マエアグア)	
Placetas(プラセタ)	
Quemado de Guines(クエマドデグイネス)	
Rancho Valoz(ランチョバルオズ)	
Remedios(レメディオ)	
Rodriguez(ロドリゲス)	
Rodrigo(ロドリゴ)	
Sagua la Grande(サグアラグランデ)	
Sancti Spiritus(サンクトスピリトゥス)	
Santa Clara(サンタクラ)	
Santo Domingo(サンタドミンゴ)	
Sierra Morena(シエラモレーナ)	
Trinidad(トリニダド)	
Tunas de Zaza(トゥナスデザサ)	
Union(ユニオン)	
Yaguajay(ヤグアヤ)	
Yaguajay(ヤグアヤ)	
Yaguajay(ヤグアヤ)	
Other Places(其の他)	
Antigua(アンティガ)	
Barbades(バルバド)	
Cutrago(クトラゴ)	
Dominica(ドミニカ)	

1000

1100
1200
1300
1400
1500

Grenada(グレナダ)	四・三六〇
Guadeloupe(グアドループ)	四・六〇〇
Jamaica(ジャマイカ)	三・三三〇
Les Saines(レスサイン)	四・五〇〇
Mariguac(マリグアック)	四・六〇〇
Marie Galante(マリエガランテ)	四・七〇〇
Porto Rico(ポルトリコ)	四・〇八〇
St. Kitts, St. Christopher(セントキッツセントクリストファー)	四・三六〇
St. Croix(セントクロイ)	四・六五〇
Republic of Haiti(ハイチ共和国)	
Cape Haiti(カーペンタ)	
Mole St. Nicholas(モールニコラス)	四・八二〇
Port au Prince(ポルトプリン)	五・八六〇
Other Places(其他各地)	
Republic of San Domingo(サンティモ共和国)	
Sanchez(サンセー)	
San Domingo(サンティモ)	五・三六〇
Santiago de Los Caballeros(サンティアゴロスカバリエロス)	
Other Places(其他各地)	
St. Lucia(セントルシア)	四・三〇〇
St. Thomas(セントトーマス)	四・三三〇
St. Vincent(セントビンセント)	四・三三〇
Trinidad(トリニダード)	四・五六〇
South America(南亞米利加地方)	
British Guiana(英領ギアナ)	五・五二〇
Dutch Guiana(蘭領ギアナ)	五・五二〇
Venezuela(ベネズエラ)	五・五二〇
Barcelona(バルセロナ)	
Carupano(カラパノ)	

Guama(グアム)	五・九六〇
Higuero(ヒグエロ)	
Maraibo(マライボ)	
Port la Mar(ポルトマール)	
Puerto Calahio(プエルタカラヒョ)	
Cancas(カンカス)	五・四六〇
Other Places(其他各地)	
Brazil(ブラジル)	
Pernambuco(ペルナンブコ)	四・一八〇
Beres(ベレス)	
Camela(カメラ)	
Chaves(チャベス)	
Gurupa(グルupa)	
Macara(マカラ)	
Monte Alegre(モンテアグレ)	四・七二〇
Mosqueiro(モスケイロ)	
Pineiros(ピネイロス)	
Santarem(サンタレン)	
Souré(ソー)	
Albuquerque(アルバルケルケ)	
Itacoalera(イタコアラ)	五・三三〇
Manabé(マナベ)	
Obidos(オビドス)	
Parintins(パリントイン)	
Rio de Janeiro(リオデジャネイロ)	四・五〇〇
Other Places(其他各地)	
Argentine Republic(アルゼンチン共和国)	
Paraguay(パラグアイ)	四・五〇〇

Bolivia(ボリビア)	14.05.13
Chile(チリ)	
Peru(ペルー)	
Ecuador(エクアドル)	5.0.10
Guayana(ガイアナ)	5.0.10
Other Places(その他各地)	5.0.10
French Guyana(フランス領ギアナ)	
Columbia(コロンビア)	
Isthmus of Panama(パナマ地峡)	4.0.10.0
Buenaventura(ブエナベンチュラ)	4.0.10.0
Other Places(その他各地)	4.0.10.0

同表未尾備考第一号金八十錢ヲ増課スヲ同シト改ム

○逓信省告示第三百七十三號

明治三十七年六月逓信省告示第三百十八號外國新聞電報料金表中左ノ通改メ來七月一日ヨリ施行ス

明治三十八年六月二十七日

逓信大臣大浦兼武

第一表 Europe(歐羅巴地方)ノ部中上海線經過馬尼刺線ノ料金ヲ左ノ通改ム

France(フランス)	1.1.10
Austria(オーストリア)	1.1.10
Germany(ドイツ)	1.1.10
Great Britain(大英列島)	1.1.10
Italy(イタリア)	1.1.10
Spain(スペイン)	1.1.10

同表 North America(北亞米利加地方)ノ部中上海線經過馬尼刺線及「イースターン線」ノ兩線料金ヲ左ノ通改ム

North America(北亞米利加地方)		
United States(合衆國)		
Arizona(アリゾナ)	0.8.10	1.0.10.0
California(カリフォルニア)	0.8.10	1.0.10.0
San Francisco(サンフランシスコ)	0.8.10	1.0.10.0
Other Places(その他各地)		
Idaho(アイダホ)		
Nevada(ネバダ)		
Oregon(オレゴン)		
Utah(ユタ)		
Washington Territory(ワシントン準州)		
Colorado(コロラド)		
Dacota(ダコタ)		
Kansas(カンザス)		
Montana(モンタナ)		
Nebraska(ネブラスカ)		
New Mexico(ニューメキシコ)		
Wyoming(ワイオミング)		
Alabama(アラバマ)		
Arkansas(アーカンソー)		
Illinois(イリノイ)		
Indiana(インディアナ)		
Indian Territory(インディアン領地)		
Iowa(アイオワ)		
Kentucky(ケンタッキー)		

上海線經過
馬尼刺線
イースターン線

Louisiana(ルイジアナ)	〇・八八二	一・一五二
New Orleans(ニューオーリンズ)	〇・八八二	一・一五四
Other Places(其他各地)	〇・八八二	一・一五二
Michigan(ミシガン)		
Minnesota(ミネソタ)		
Duluth(ドゥルース)	〇・八八二	一・一五二
Minneapolis(ミネアポリス)	〇・八八二	一・一五二
St. Paul(セントポール)	〇・八八二	一・一五二
Wisconsin(ウィスコンシン)		
Other Places(其他各地)	〇・八八二	一・一五二
Mississippi(ミシシッピ)	〇・八八二	一・一五二
Missouri(ミズーリ)	〇・八八二	一・一五二
St. Louis(セントルイス)	〇・八八二	一・一五二
Other Places(其他各地)	〇・八八二	一・一五二
Ohio(オハイオ)	〇・八八二	一・一五二
Oklahoma Territory(オクラホマ準州)	〇・八八二	一・一五二
Tennessee(テネシー)	〇・八八二	一・一五二
Texas(テキサス)	〇・八八二	一・一五二
Wisconsin(ウィスコンシン)	〇・八八二	一・一五二
Columbia District(コロンビア区)	〇・八八二	一・一五二
Connecticut(コネチカット)	〇・八八二	一・一五二
Delaware(デラウェア)	〇・八八二	一・一五二
Florida(フロリダ)	〇・八八二	一・一五二
Key West(キーウエスト)	〇・八八二	一・一五二
Pensacola(ペンサコーラ)	〇・八八二	一・一五二
Other Places(其他各地)	〇・八八二	一・一五二
Georgia(ジョージア)	〇・八八二	一・一五二
Maine(メイン)	〇・八八二	一・一五二
Maryland(メリーランド)	〇・八八二	一・一五二

Massachusetts(マサチューセッツ)	〇・九二二	一・一七六
New Hampshire(ニューハンプシャー)	〇・九二二	一・一七六
New Jersey(ニュージャージー)	〇・九二二	一・一七六
Hoboken(ホブoken)	〇・九二二	一・一七六
Jersey City(ジャージーシティ)	〇・九二二	一・一七六
Other Places(其他各地)	〇・九二二	一・一七六
New York(ニューヨーク)	〇・九二二	一・一七六
Brooklyn(ブルックリン)	〇・九二二	一・一七六
New York City(ニューヨークシティ)	〇・九二二	一・一七六
Other Places(其他各地)	〇・九二二	一・一七六
North Carolina(ノースカロライナ)	〇・九二二	一・一七六
Pennsylvania(ペンシルベニア)	〇・九二二	一・一七六
Rhode Island(ロードアイランド)	〇・九二二	一・一七六
South Carolina(サウスカロライナ)	〇・九二二	一・一七六
Vermont(バーモント)	〇・九二二	一・一七六
Virginia(バージニア)	〇・九二二	一・一七六
Canada(カナダ)		
Cape Breton(ケープブレトン)	〇・九二二	一・一七六
British Columbia(ブリチッシュコロンビア)	〇・八七二	一・一三六
Vancouver(バンクーバー)	〇・八七二	一・一三六
Manitoba(マニトバ)	〇・九二二	一・一七六
New Brunswick(ニューブランズウィック)	〇・九二二	一・一七六
Nova Scotia(ノヴァスコシア)	〇・九二二	一・一七六
Ontario(オンタリオ)	〇・九二二	一・一七六
Prince Edward Island(プリンスエドワードアイランド)	〇・九二二	一・一七六
Quebec(クベック)	〇・九二二	一・一七六
Vancouver Island(バンクーバーアイランド)	〇・九二二	一・一七六
Newfoundland(ニューฟันランド)	〇・九二二	一・一七六
St. Pierre Miquelon(サンピエールミケロン)	〇・九二二	一・一七六

○遞信省告示第三百七十四號
帆船妙寶丸外六十三艘ニ左ノ信號符字ヲ點附ス

明治三十八年六月二十七日

遞信大臣大浦兼武

信號符字	番號	種類	船名	船籍港	所有者
J M S W	四六一三	帆	妙寶丸	相模國浦賀町	白井ミナ
J L R V	四六一四	帆	榮福丸	備前國小田村	岡野谷造
J M L W	四八二九	帆	榮寶丸	長門國藤山村	大井茂七
J G L H	五一三一	汽	第貳勝至丸	渡島國函館區	澤口庄助
J S Q R	六三〇九	帆	天神丸	安藝國東野村	吉田貞助
J M S V	七〇九三	汽	雲海丸	相模國浦賀町	山縣勇三郎
J N B T	七三一四	帆	二店丸	尾張國熱田町	水野市次郎
J S D M	七四七〇	汽	第貳四阪丸	伊豫國新居濱村	住友吉左衛門
J S D N	七四七一	帆	三福丸	周防國小松志佐村	松村在吉
J S D P	七四七二	帆	住德丸	周防國日長居村	藤本彌右衛門
J Q L W	八五六〇	帆	福一丸	遠江國相良町	相真石灰合資社
J Q K V	八八五一	帆	第壹號喜徳丸	土佐國吉良川村	細木熊太郎
J T B S	八八七〇	帆	有明丸	長崎市	三菱合資社
J M L V	九〇三〇	帆	第貳號灘吉丸	周防國川下村	沖村興作

信號符字	番號	種類	船名	船籍港	所有者
J M N B	九〇三一	汽	大磯丸	門司市	大橋淡
J S M P	九二二八	汽	第貳南越丸	神戸市	右近橋左衛門
J S N G	九二五八	帆	山陽丸	筑後國大牟田町	大久保佐吉
J S N H	九二五九	帆	勢榮丸	筑後國大牟田町	角田寅吉
J S N K	九二六〇	帆	第壹三川丸	筑後國大牟田町	三井礦山合名會社
J S V K	九三〇九	帆	榮通丸	相模國真鶴村	青木芳藏
J S V L	九三一〇	汽	ヘルム第壹號丸	横濱市	カール、ヘルム
J S Q P	九三三三	帆	際寶丸	安藝國佐江崎村	藤岡悦次郎
J S Q T	九三三七	帆	第壹平井丸	安藝國大崎南村	平井政太郎
J S Q V	九三四〇	帆	福吉丸	安藝國佐江崎村	覆野治太郎
J S Q W	九三四四	汽	鎮海丸	備後國土生村	橋本辰二郎
J S T K	九三六四	帆	三嶺丸	大坂市	駒谷三藏
J S T L	九三六五	汽	金國丸	大坂市	谷本糧太郎
J S T M	九三六六	汽	彰化丸	大坂市	大阪商船株式會社
J S T N	九三六七	汽	大島丸	大坂市	廣運株式會社
J S T P	九三六八	汽	香椎丸	大坂市	博多汽船株式會社
J S T Q	九三六九	汽	第五新多賀丸	大坂市	多賀鹿藏

明治三十八年六月 告示 逓信省第三百七十四號

J T G V	J T G S	J S W K	J S W H	J S W G	J S W F	J S W D	J S W C	J S W B	J S V W	J S V T	J S V R	J S V Q	J S V P	J S V N	J S V M	J S T R
九三八七	九三八五	九三八四	九三八三	九三八二	九三八一	九三八〇	九三七九	九三七八	九三七七	九三七六	九三七五	九三七四	九三七三	九三七二	九三七一	九三七〇
帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	帆	汽
神	壹	第	第	第	第	第	第	エ	第	第	第	第	第	第	第	八
力	號	拾	九	一	七	四	八	ツ	九	八	六	五	三	貳	壹	島
丸	山	八	八	號	號	號	號	チ	號	號	號	號	號	號	號	丸
橫	本	幡	輪	波	日	日	日	丸	日	日	日	日	日	日	日	大
濱	丸	丸	丸	余	ノ	ノ	ノ	丸	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	阪
市	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	市
大	山	井	井	秋	カ	カ	松	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	高
谷	本	上	上	山	ール	ール	下	ール	ール	ール	ール	ール	ール	ール	ール	崎
鐵	平	藤	藤	磯	、	、	錦	、	、	、	、	、	、	、	、	一
五	五	太	太	吉	ヘル	ヘル	一	ヘル	ヘル	ヘル	ヘル	ヘル	ヘル	ヘル	ヘル	二
郎	郎	郎	郎	郎	ム	ム	二	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	八

一六〇〇

○逓信省告示第三百七十五號

明治三十七年六月 逓信省告示第三百七十七號 外國電報料金表第二表 韓國地方ノ部ヲ左ノ通改メ來七月

J T G W	J T B V	J T C B	J T C B	J T C B	J T C D	J T B N	J T B P	J T B Q	J T B R	J T F M	J T F N	J T F P	J S T V	J S T W	J S V B	J S V C
九三八八	九三九一	九三九二	九三九三	九三九四	九三九四	九四一六	九四一七	九四一八	九四一九	九四二一	九四二二	九四二三	九四三一	九四三二	九四三三	九四三四
帆	帆	帆	帆	汽	帆	帆	帆	帆	帆	帆	汽	帆	汽	汽	汽	汽
第	第	六	第	久	第	第	第	第	品	第	第	第	三	勢	泉	運
十	貳	號	一	滿	參	參	參	參	清	拾	拾	拾	要	榮	州	勝
四	順	御	號	加	號	號	號	號	江	七	七	七	榮	州	州	玉
號	天	幸	號	多	重	重	重	重	戶	觀	觀	觀	州	州	丸	
開	順	幸	號	九	丸	丸	丸	丸	丸	音	音	音	丸	丸	丸	
盛	天	丸	號	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	
橫	長	長	長	長	長	東	東	東	東	東	東	東	東	東	大	
濱	崎	崎	崎	崎	崎	京	京	京	京	京	京	京	京	京	阪	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
村	小	馬	中	澤	真	長	川	山	山	清	清	緒	渡	毛	山	
山	柳	越	村	山	野	福	口	木	木	水	水	明	邊	利	下	
捨	重	幸	市	精	幾	ミ	總	仙	仙	兵	兵	菊	兵	周	助	
捨	吉	助	五	八	三	ッ	藏	藏	藏	衛	衛	三	次	助	三	
吉	吉	助	郎	郎	郎	郎	藏	藏	藏	衛	衛	郎	郎	助	助	
郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	

明治三十八年六月 告示 逓信省第三百七十五號

一六〇一

明治三十八年六月 告示 逓信省第三百七十五號

一日ヨリ施行ス

明治三十八年六月二十七日

韓國地方

京馬麻群雲洛寧草太大可開咸海倭龍龍島忠鎮平北仁殷
城山浦山山東邊梁田邱興城慶州館山浦院州環雲川山

釜山線經過

逓信大臣大浦兼武

一六〇二

元 釜山 江鏡浦 光州 公州 江州 永登浦 定州 安州 三浪津 金鏡城 金浦 密陽 密州 秋風嶺 車震館 木浦 成州 全州 水原

○印アルモノハ和文電報ニ限ル

○逓信省告示第三百七十六號

本月二十四日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二十七日

逓信大臣大浦兼武

明治三十八年六月 告示 逓信省第三百七十六號

一六〇三

○遞信省告示第三百七十七號
名山 元山郵便局北青出張所 位置 韓國北符

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月二十七日

遞信大臣大浦兼武

本邦局所名

韓國局名

引繼年月日

元山郵便局北青出張所 北青郵遞司及同電報司

明治三十八年六月二十四日

○遞信省告示第三百七十八號
海軍所屬汽船松江丸ニ點附ノ信號符字左ノ如シ

明治三十八年六月二十七日

遞信大臣大浦兼武

信號符字

船名 松江丸

○遞信省告示第三百七十九號

本月二十四日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年六月二十八日

遞信大臣大浦兼武

名 稱 安州郵便局雲山出張所

位置 韓國雲山

○遞信省告示第三百八十號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月二十八日

遞信大臣大浦兼武

本邦局所名

韓國局名

引繼年月日

安州郵便局雲山出張所

雲山電報司

明治三十八年六月二十四日

○遞信省告示第三百八十一號

明治三十二年ニ遞信省告示第四十一號民間製造ノ郵便端書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名表第一項中ニ滿得涅各羅ヲ追加ス

明治三十八年六月二十八日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百八十二號

來七月一日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

明治三十八年六月二十八日

遞信大臣大浦兼武

名 稱

位置

名 稱

京都三條寺町郵便局

京都市下京區三條通寺町一

沼垂町郵便局

新潟縣中蒲原郡沼垂町

○遞信省告示第三百八十三號

本月三十日限り左記電話所ヲ廢止ス

明治三十八年六月二十八日

遞信大臣大浦兼武

名 稱

位置

名 稱

寺町六角電話所

京都市下京區寺町通南入永樂町一

沼垂電話所

新潟縣中蒲原郡沼垂町

○遞信省告示第三百八十四號

在韓國城津郵便局ハ閉鎖中ノ處本月二十七日ヨリ從前ノ通事務取扱ヲ開始ス

明治三十八年六月二十九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百八十五號

左記ノ郵便局ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル郵便局ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月二十九日

遞信大臣大浦兼武

本邦局名 城津郵便局 轉國局名 城津郵便司及同電報局

引繼年月日 明治三十八年六月二十七日

○遞信省告示第三百八十六號

目下閉鎖中ノ韓國鏡城及鐘城郵便司及同電報司並ニ慶興郵便司ハ本月二十七日城津郵便局ニ於テ閉鎖ノ儘引繼ヲ了シ其殘務ハ同郵便局ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年六月三十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百八十七號

來七月五日ヨリ同三十一日迄日本勸業銀行ニ於テ發賣スルハ號貯蓄債券ハ同期間内郵便局所ニ於テ之ヲ購買媒介ヲ取扱フ

明治三十八年六月三十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百八十八號

來七月一日以降郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ購入及保管スヘキ證券ノ種類左ノ如シ但シ無記名ニシテ拂込金完済ノモノニ限ル

明治三十八年六月三十日

遞信大臣大浦兼武

整理公債證書

國庫債券

軍事公債證書

日本勸業銀行債券

大日本帝國政府五分利公債證書

○遞信省告示第三百八十九號 來七月二日以降郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ買却ニ關スル料金左ノ通相定ム

明治三十八年六月三十日

遞信大臣大浦兼武

一 證券購入保管又ハ買却料金

證券額面金高二十五圓迄 十 錢

同 五十圓迄 十五 錢

同 百圓迄 二十五 錢

二 以上百圓迄ヲ加フル毎ニ二十五錢ヲ加フ

預ケ人ノ所有ニ係ル證券保管料金 五 錢

同 五十圓迄 十 錢

同 百圓迄 十五 錢

以上百圓迄ヲ加フル毎ニ五錢ヲ加フ

○臺灣總督府告示第七十二號(官報六月三日)

明治三十七年八月告示第百五號内地移出米検査所ニ左ノ通追加ス

明治三十八年五月二十五日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

名 稱 位 置

安平地移出米検査所 臺南廳勸業里安平港

打狗内地移出米検査所

鳳山廳大竹里打狗港

○臺灣總督府告示第七十三號(官報六月十七日)

臺灣總督府始政十年紀念繪葉書第一回發行ノ種類發賣價格及發賣期日左ノ如シ

明治三十八年六月六日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

一 臺灣神社

二 臺灣總督官邸ト臺灣總督兒玉男爵

三 臺灣田舎

發賣價格

一組(三)金六錢 一組以下端數ノ發賣ヲ爲サス
發賣期日

明治三十八年六月十七日ヨリ

(注意)

本紀念繪葉書ハ本邦内及本邦、清韓三國相互間並戰地宛ノモノハ一錢五厘郵便切手又其ノ他ノ聯合諸外國宛ノモノハ四錢ノ郵便切手ヲ貼付スルヲ要ス尙本繪葉書ハ發行高少數ナルヲ以テ需用ニ應シ能ハサルコトアルヘシ

本紀念繪葉書ノ見本ハ郵便及電信局所ニ備ヘ在リ

○臺灣總督府告示第七十四號(官報 六月十七日)

明治三十一年六月告示第三十五號別冊臺灣發川石山經過外國電報料金表中左ノ通改ム

明治三十八年六月九日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

第一表歐羅巴地方(Europe)ノ部中英吉利(Great Britain)ノ下香港線經過濠洲及太平洋線料金三二六四八ヲ四、一一八ニ改ム

第三表北亞米利加地方(North America)ノ部中香港線經過濠洲及太平洋線料金ヲ左ノ通改ム

- 北亞米利加地方 (North America)
- 合衆國 (United States) 三〇八九〇
- アラバマ (Alabama) 三〇七八六
- アリゾナ (Arizona) 三〇七八六
- アルカンザス (Arkansas) 三〇八九〇
- カリフォルニア (California)

オークランド (Oakland)	三〇七八六
サンフランシスコ (San Francisco)	三〇七八六
其他各地 (Other Places)	三〇七八六
コロラド (Colorado)	三〇九二六
コロンビアディストリクト (Columbia District)	三〇九五〇
コネチカット (Connecticut)	三〇九五〇
デラウェア (Delaware)	二八二六
フロリダ (Florida)	三〇九五〇
キーウエスト (Key West)	三〇九五〇
ペンシルバニア (Pennsylvania)	三〇九五〇
其他各地 (Other Places)	三〇九五〇
ジョージア (Georgia)	三〇九五〇
アイダホ (Idaho)	二七八六
イリノイ (Illinois)	三〇八九〇
インディアンテリトリー (Indian Territory)	三〇八九〇
インディアナ (Indiana)	三〇八九〇
アイオワ (Iowa)	三〇八九〇
カンザス (Kansas)	三〇八九〇
ケンタッキー (Kentucky)	三〇八九〇
ルイジアナ (Louisiana)	三〇八九〇
ニューオーリンズ (New Orleans)	三〇八九〇
其他各地 (Other Places)	三〇八九〇
メイン (Maine)	三〇八九〇
メリーランド (Maryland)	三〇九五〇
マサチューセッツ (Massachusetts)	三〇九五〇
ミシガン (Michigan)	三〇九五〇
ミネソタ (Minnesota)	三〇九五〇

ワンハンズ・レックス・マン・フロンチー・マイル・ハウス (One hundred and fifty Mile House)	三・七八六
パヴillion (Pavilion)	三・七八六
クエズネル (Quenelle)	三・七八六
ソーダ・クリーク (Soda Creek)	三・七八六
アトリン (Atlin)	三・七八六
ブラックウォーター (Blackwater)	三・七八六
フラーサー・レーク (Fraser Lake)	三・七八六
クリントン (Clinton)	三・七八六
ワン・ハンズ・マイル・フロンチー・マイル・ハウス (One hundred and fifteen Mile House)	三・七八六
ベネット (Bennett)	三・七八六
フラーサー (Fraser)	三・七八六
ラグ・キャビン (Lag Cabin)	三・七八六
ペンニングトン (Pennington)	三・七八六
サミット・ホワイト・パス (Summit or White Pass)	三・七八六
ヘイズルトン (Hazleton)	三・七八六
アバデア・キャニオン (Aberdeen Cannery)	三・七八六
マニトワ (Manitow)	三・七八六
ポート・スIMPSON (Port Simpson)	三・七八六
スキーン・キャニオン (Skean Canyon)	三・七八六
テレグラフ・クリーク (Telegraph Creek)	三・七八六
其他各地 (Other Places)	三・七八六
マニトバ (Manitoba)	三・七八六
ニュー・ブランズウィック (New Brunswick)	三・七八六
西北テリトリー (North West Territory)	三・七八六
ビッグ・サーモン (Big salmon)	三・七八六
チャイブ・クロスィング (Chiboo Crossing)	三・七八六
ファイブ・フィンガーズ (Five Fingers)	三・七八六

フォート・セルキーク (Fort Selkirk)	三・七八六
フーリング (Hoolingua)	三・七八六
ローダラバージュ (Lower Labarge)	三・七八六
セルヤン (Selwyn)	三・七八六
タギッシュ (Tagish)	三・七八六
ホワイト・ホース (White Horse)	三・七八六
カウレイ (Cawley)	三・七八六
ドワン・シティ (Dawson City)	三・七八六
フォーチャー・マイル (Fory Mile)	三・七八六
ノザン・インターナショナル・ボーダー (Northern International Boundary)	三・七八六
オグリーブ (Oglove)	三・七八六
ステewart・リバー (Stewart River)	三・七八六
其他各地 (Other Places)	三・七八六
ノヴァ・スコチア (Nova Scotia)	三・七八六
オンタリオ (Ontario)	三・七八六
プリンス・エドワード・アイランド (Prince Edward Island)	三・七八六
クヱベック (Quebec)	三・七八六
ヴァンクーヴァー・アイランド (Vancouver Island)	三・七八六
第六表 歐羅巴地方 (Europe) ノ部中英吉利 (Great Britain) ノ下香港線經過濠洲及英國太平洋線料金	三・七八六
「一四二」ヨ「一五五四」ニ改ム	三・七八六
同表北亞米利加地方 (North America) ノ部中香港線經過濠洲及英國太平洋線料金ヲ左ノ通改ム	三・七八六
北亞米利加地方 (North America)	一・五三四
合衆國 (United States)	一・五三四
アラバマ (Alabama)	一・五三四
アリゾナ (Arizona)	一・五三四
アルカンザス (Arkansas)	一・五三四
カリフォルニア (California)	一・五三四

サンフランシスコ (San Francisco)	1. 電報
郵政各親 (Other Places)	1. 電報
コロラド (Colorado)	1. 電報
コロンビアディストリクト (Columbia District)	1. 電報
コネチカット (Connecticut)	1. 電報
ダコタ (Dacota)	1. 電報
デラウェア (Delaware)	1. 電報
フロリダ (Florida)	1. 電報
アイダホ (Idaho)	1. 電報
ペンシルベニア (Pennsylvania)	1. 電報
オハイオ (Ohio)	1. 電報
ジョージア (Georgia)	1. 電報
イリノイ (Illinois)	1. 電報
インディアンテリトリー (Indian Territory)	1. 電報
インディアナ (Indiana)	1. 電報
アイオワ (Iowa)	1. 電報
カンザス (Kansas)	1. 電報
ケンタッキー (Kentucky)	1. 電報
ルイジアナ (Louisiana)	1. 電報
ニューオーレアンズ (New Orleans)	1. 電報
郵政各親 (Other Places)	1. 電報
メイン (Maine)	1. 電報
メリーランド (Maryland)	1. 電報
マサチューセッツ (Massachusetts)	1. 電報
ミシガン (Michigan)	1. 電報
ミネソタ (Minnesota)	1. 電報

ミシシッピ (Mississippi)	1. 電報
モントネー (Montana)	1. 電報
ネブラスカ (Nebraska)	1. 電報
ネバダ (Nevada)	1. 電報
ニューハンプシャー (New Hampshire)	1. 電報
ニュージャージー (New Jersey)	1. 電報
ニューヨーク (New York City)	1. 電報
ニューメキシコ (New Mexico)	1. 電報
ニューヨーク (New York)	1. 電報
ノースカロライナ (North and South Carolina)	1. 電報
ノースダコタ (North Dakota)	1. 電報
オレゴン (Oregon)	1. 電報
ペンシルベニア (Pennsylvania)	1. 電報
ロードアイランド (Rhode Island)	1. 電報
テネシー (Tennessee)	1. 電報

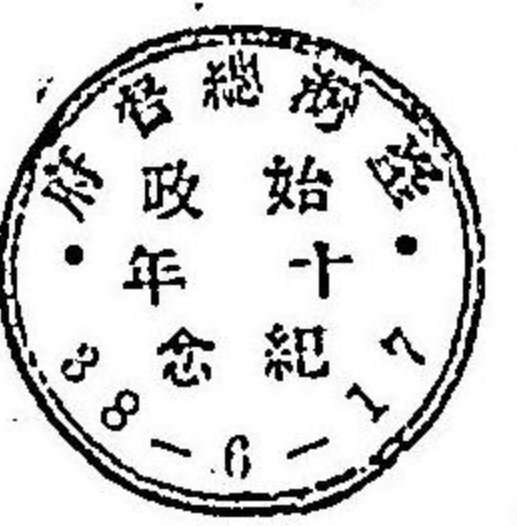
- テキサス (Texas) 一五三四
- ユター (Utah) 一四七〇
- ヴァーモント (Vermont) 一五五四
- ヴァージニア (Virginia) 一五五九
- ワシントン州 (Washington Territory) 一四七〇
- ウィスコンシン (Wisconsin) 一五三四
- ワイオミング (Wyoming) 一四九〇
- 加拿大 (Canada) 一四三〇
- ケープブレトン (Cape Breton) 一四三〇
- ブリチッシュコロンビア (British Columbia) 一四三〇
- ヴァンクーヴァー (Vancouver) 一四三〇
- マニトバ (Manitoba) 一四三〇
- ニューブランズウィック (New Brunswick) 一四三〇
- ノヴァスコシア (Nova Scotia) 一四三〇
- オンタリオ (Ontario) 一四三〇
- プリンスエドワードアイランド (Prince Edward Island) 一四三〇
- クベック (Quebec) 一四三〇
- ヴァンクーヴァーアイランド (Vancouver Island) 一四三〇

○臺灣總督府告示第七十五號 (官報六月二十日)
 明治三十八年六月十日發行國民新聞、二六新聞、東京日日新聞、都新聞ハ臺灣新聞紙條例第十二條ニ依リ本島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第七十六號 (官報六月二十日)
 明治三十八年六月十七日開催ノ臺灣總督府始政十年紀念夜會場ニ臨時設置ノ郵便函ハ投入ノ臺灣總督府始政十年紀念郵便繪葉書ニハ左記雛形ノ郵便日付印ヲ捺捺セシム

臺灣總督男爵兒玉源太郎



○臺灣總督府告示第七十七號 (官報六月二十七日)
 他里霧、打猫、臺南及楠仔坑各鐵道停車場構内ニ左ノ電信取扱所ヲ設置シ明治三十八年七月一日ヨリ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年六月十五日
 他里霧電信取扱所 打猫電信取扱所
 臺灣南電信取扱所 楠仔坑電信取扱所
 ○臺灣總督府告示第七十八號 (官報六月二十七日)
 明治三十八年六月十三日發行報知新聞ハ臺灣新聞紙條例第十二條ニ依リ本島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○内務省告示第二百二十一號

一 滑稽文學 幕末史 全一册

東京市下谷區徒士町三丁目四十九番地谷川喜三郎發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月一日發賣頒布及刻版並印本
差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月三日

内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第二百二十二號

一 しまとむかし

十二枚一組

一 比呂合噺ね

十二枚一組

一 流行小紋染

十二枚一組

一 美せと

十二枚一組

一 連戰連捷

十二枚一組

一 白牡丹御お仕ろひ

一 包

一 萬歳の花

十二枚一組

一 發行者未詳

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月四日發賣頒布禁止及刻版並印本
差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月五日

内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第二百二十三號

一 戰勝繪はかき軍國美人第壹

六枚一組

一 發行者未詳

一 明て今朝笑ふ門にも福來る

一枚

一 發行者未詳

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月五日發賣頒布禁止及刻版並印本
差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月六日

内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第二百二十四號

明治三十三年勅令第九十七號ニ依リ本月七日ヨリ各官署に於て檢査官ノ設置ヲ指定ス

○内務省告示第百二十一號
 一 滑稽文學 幕末史 全一冊 東京市下谷區徒士町三丁目四十九番地谷川喜三郎發行
 右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月一日發賣頒布及刻版並印本
 差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月三日 内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第百二十二號
 一 いまどむかし 十二枚一組 一 比呂合ぬね 十二枚一組
 一 流行小紋染 十二枚一組 一 美々々 十二枚一組
 一 連戰連捷 十二枚一組 一 白牡丹御仕ろひ 一 包 發行者未詳
 一 萬歳の花 十二枚一組 發行者未詳
 右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月四日發賣頒布禁止及刻版並印本
 差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月五日 内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第百二十三號
 一 戰時給はかき軍國美人第壹 六枚一組
 一 明て今朝笑ふ門に之福來る 一枚 發行者未詳
 右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月五日發賣頒布禁止及刻版並印本
 差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月六日 内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第百二十四號
 十二年勅令第九十七號ニ依リ本月七日ヨリ左ノ縣ニ檢疫官ノ設置ヲ指定ス

山口縣 福岡縣

明治三十八年七月六日

○内務省告示第百二十五號

- 一 赤ひの辻うら
- 一 赤比しみ乃至

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル

十二枚一組

明治三十八年七月五日發賣頒布禁止及刻版並印本

○内務省告示第百二十六號

- 一 花のかんせせ
- 一 深間の櫻
- 一 赤重巻せめ

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月七日發賣頒布禁止及刻版並印本

十二枚一組

明治三十八年七月六日

○内務省告示第百二十七號

- 一 浮世人情
- 一 辻うら十二時

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月七日發賣頒布禁止及刻版並印本

十二枚一組

明治三十八年七月八日

内務大臣子爵芳川顯正

内務大臣子爵芳川顯正

内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第百二十八號

- 一 荒村遺稿 一册

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月十日發賣頒布禁止及刻版並印本

内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第百二十九號

- 一 早蕨(サワラビ)

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月十五日發賣頒布禁止及刻版並印本

内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第百三十號

- 一 早蕨(サワラビ)

右出版物ハ其ノ第四年第四輯記載ノ事項出版法第二條ノ範圍外ニ涉ルモノト認ムルヲ以テ自今出版法ニ依リ出版スルコトヲ差止ム

内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第百三十一號

- 一 ひたさくら
- 一 十二枚一組

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月十七日發賣頒布禁止及刻版並印本

内務大臣子爵芳川顯正

山口縣 福岡縣

明治三十八年七月六日

○内務省告示第百二十五號

一 此の通り

一 此の通り

一 此の通り

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月五日發賣頒布禁止及刻版並印本

差押ノ處分ヲ爲シタリ

内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第百二十六號

一 花のかんむせ

一 溪間の櫻

一 多々路空め

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月七日發賣頒布禁止及刻版並印本

差押ノ處分ヲ爲シタリ

内務大臣子爵芳川顯正

明治三十八年七月八日

○内務省告示第百二十七號

一 浮世人情

一 辻うら十二時

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月七日發賣頒布禁止及刻版並印本

差押ノ處分ヲ爲シタリ

内務大臣子爵芳川顯正

明治三十八年七月八日

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

十二枚一組

○内務省告示第百二十八號

一 荒村遺稿 一册

東京市本郷區駒込曙町十六番地岩永方白柳武司發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月十日發賣頒布禁止及刻版並印本

差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月十一日

○内務省告示第百二十九號

一 早蕨(サワラビ) 第四年第四輯

新潟縣北魚沼郡小出町二百九十七番戶高橋恒太郎發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月十五日發賣頒布禁止及刻版並印本

差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月十七日

○内務省告示第百三十號

一 早蕨(サワラビ)

新潟縣北魚沼郡小出町二百九十七番戶高橋恒太郎發行

右出版物ハ其ノ第四年第四輯記載ノ事項出版法第二條ノ範圍外ニ涉ルモノト認ムルヲ以テ自今出版法ニ依リ出版スルコトヲ差止ム

明治三十八年七月十七日

○内務省告示第百三十一號

一 ひびきくら

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月十七日發賣頒布禁止及刻版並印本

差押ノ處分ヲ爲シタリ

明治三十八年七月十八日

○内務省告示第百二十八號

○内務省告示第百二十九號

○内務省告示第百三十號

○内務省告示第百三十一號

○内務省告示第百三十二號

○内務省告示第百三十三號

○内務省告示第百三十四號

○内務省告示第百三十五號

○内務省告示第百三十六號

○内務省告示第百三十七號

○内務省告示第百三十八號

○内務省告示第百三十九號

○内務省告示第百四十號

○内務省告示第百四十一號

○内務省告示第百四十二號

○内務省告示第百四十三號

○内務省告示第三百三十二號

右日本帝國ニ歸化ヲ允許セリ
 明治三十八年七月十九日
 大阪府東成郡天王寺村大字天王寺六千六百六十八番地住
 英國人 ショージ・ホジキンソン

○内務省告示第三百三十三號

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月十八日發賣頒布禁止及刻版
 並印本差押ノ處分ヲ爲シタリ
 東京市神田區三崎町三丁目一番地福田方山口義三發行
 一社會主義ニ婦人 一冊
 明治三十八年七月二十日
 内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第三百三十四號

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月二十日發賣頒布禁止及刻版並印
 本差押ノ處分ヲ爲シタリ
 〔東京市日本橋區馬喰町三丁目十四番地黒田伊八 發行
 同同横山町二丁目四番地岩城茂次郎〕
 一都ふしき 十二枚一組
 明治三十八年七月二十一日
 内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第三百三十五號

一春のゆき 十二枚一組 發行者未詳
 右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ明治三十八年七月二十二日發賣頒布禁止及刻版並
 印本差押ノ處分ヲ爲シタリ
 明治三十八年七月二十四日
 内務大臣子爵芳川顯正

○内務省告示第三百三十六號

明治三十七年十二月三十一日調査北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口左ノ通
 明治三十八年七月二十五日 内務大臣子爵芳川顯正

區町村名	人口	厚岸町	上磯村
札幌區	五七、二四八	一六、〇一七	八、八〇五
函館區	八六、三〇六	八、二六九	一〇、八八八
小樽區	八四、九九九	一七、一七四	九、三二一
旭川町	二〇、二四二	五、六九四	一、二八九
余市町	一、二五四	八、一八三	二〇、四四〇
備考	本表現住人口ハ明治三十七年十二月三十一日調査町村ノ本籍人ヲ本トシ他ヨリ來住スルモノヲ加ヘ外國行失踪者及他 <small>ニ出住スルモノヲ除キ算出ス</small> <small>陸海軍在營者及人營治人ハ現住地ノ人口ニ算入セス</small>	福島村	四、四六三

○内務省告示第三百三十七號

明治三十三年勅令第九十七號ニ依リ本月二十八日ヨリ千葉縣ニ檢疫官ノ設置ヲ指定ス
 明治三十八年七月二十七日 内務大臣子爵芳川顯正

○大藏省告示第二百四十五號

第一回國庫假債券紛失又ハ消滅セシモノ左ノ如シ
 明治三十八年七月一日

券種類	記號	番號	枚數	所有者	住居	氏名
百圓	〃	二八一五五二	一	福島縣石城郡小名濱町		小野 與兵衛
五拾圓	〃	二二八四四五	一	滋賀縣栗太郡志津村		北川 周太郎
同	〃	三六五三五三	一	福島縣相馬郡石神村		細川 鶴治

同	同	三〇〇二五	一	奈良縣北葛城郡志都美村	堀内 米治郎
同	同	三二九九九	一	兵庫縣加古郡母里村	山口 万作
同	同	一〇九六七	一	北海道上川郡上名寄村	西部 六助
同	同	一〇一九四	一	鳥取縣八頭郡池田村	中田 善次郎
同	同	六五九九三	一	宮城縣刈田郡円田村	佐藤 久七
同	同	四二五四九	一	廣島縣深安郡坪生村	掛谷 七十郎
同	同	六三九六五	一	福島縣石城郡下小川村	鈴木 茂藏
同	同	六三〇四三	一	山形縣西田川郡西郷村	阿部長左衛門
同	同	六二五四〇	一	同縣北村山郡大高根村	大場 勘次郎

備考 前記中西部六助分ハ紛失後全額拂込ヲ爲シタルモノナリ

○大藏省告示第二百五十號

第一回國庫假債券紛失セシモノ左ノ如シ

明治三十八年七月四日

大藏大臣男爵曾禰荒助

額面金額	記號	番號	枚數	所有者	住居	氏名
百圓	同	八〇六七二	一	福岡縣門司市西本町一丁目	吉崎 篤太郎	
貳拾五圓	同	二四三五一	一	長野縣北佐久郡南大井村	甘利 喜太郎	
同	同	二三八七四	一	同縣上水内郡芋井村	風間 豊治	
同	同	二二〇四五	一	石川縣鳳至郡鍋ノ栗村	山形 岩次郎	

備考 前記中風間豊治山形岩次郎分ハ紛失後全額拂込ヲ爲シタルモノナリ

長官部 議盛

○大藏省告示第二百五十一號

明治三十七年十一月一號大藏省告示第百五十九號紛失ニ係ル國庫假債券番號中貳拾五圓券ハ號六一七二九五番ハ請求書ニ誤記アリタル旨ヲ以テ訂正方本人ヨリ申出ニ付五九二七一六番ト更正ス

明治三十八年七月五日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第二百五十二號

明治三十七年法律第十四號煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ發行額、額面金額種類、枚數記號及番號左ノ如シ

明治三十八年七月五日

大藏大臣男爵曾禰荒助

明治三十八年發行

一國庫債券額面貳拾七萬千六百五拾圓
但明治三十九年六月渡以降利札附屬

此債券五百八十七枚

内

千圓券	ほ號	自二一〇番	至四〇五番	百九十六枚
五百圓券	ほ號	自三〇八番	至四〇八番	百一枚
百圓券	ほ號	自三九六番	至六〇八番	二百十三枚
五拾圓券	ほ號	自二七六番	至三五二番	七十七枚

○大藏省告示第二百五十三號

明治三十七年十月遞信省令第六十七號郵便局國庫債券取扱規則ニ依リ假債券ト引換ノ爲メ郵便局へ委託シタル無記名國庫債券取扱郵便局失火ノ際焼失ニ付左記ノ通代債券ヲ發行セリ

大藏大臣男爵曾禰荒助

券面金額	記號	消滅債	附屬利札	消滅年月日	取扱郵便局名	代償券番號
百圓	同上	同上	同上	三十八年六月二十一	日高國浦河郵便局	自三五四六五九 至三五四六六三
五十圓	同上	同上	同上	同上	同上	同上

○大藏省告示第二百五十四號

明治三十七年七月大藏省令第三十三號ニ依リ國庫債券ノ小額面ヲ大額面ニ交換セシモノ左ノ如シ

大藏大臣男爵曾禰荒助

種類	額面種類	記號	番	枚數	附屬利札
小額面	五十圓	同上	自二四七三 至二四七六	四〇三〇	自四六七六 至四七〇〇
	二十圓	同上	自二四七八 至二四八〇	二六九九〇	自二六九八 至二七〇〇
大額面	五百圓	同上	自二四八〇 至二四八二	二六九九〇	自二六九八 至二七〇〇
	五百圓	同上	自二四八二 至二四八四	二六九九〇	自二六九八 至二七〇〇

○大藏省告示第二百五十五號

國庫假債券紛失セシモノ左ノ如シ但シ全額拂込完了ノモノニ付代假債券ヲ交付セス

大藏大臣男爵曾禰荒助

券面金額	記號	番	號	枚數	所有者	住所	氏名
五百圓	同上	三七五	一	一	福岡縣築上郡上城井村	加來	熊吉
百圓	同上	四八六八七 四八六八八	二	二	東京府荏原郡品川町	俣野	義郎
五十圓	同上	二〇三三三	一	一	同府同郡同町	同	人
貳拾五圓	同上	二六九〇一	一	一	廣島縣尾道市土堂町	六川	泰良
同	同上	一四二八六二	一	一	和歌山縣海草郡木本村	木本	彌次郎
同	同上	三五五五〇	一	一	東京府東京市麹町區飯田町三丁目	小野	よし
同	同上	一六〇二四	一	一	滋賀縣蒲生郡平田村	中西	彌七

○大藏省告示第二百五十六號

第二回國庫假債券紛失セシモノ左ノ如シ

大藏大臣男爵曾禰荒助

券面金額種類	記號	番號	枚數	拂込額	所有者住所氏名
百圓	同	二八〇七八	一全	額	田中勘三郎
貳拾五圓	同	五九四二六	一第八回マテ	額	武藤重藏
同	同	二二三三三	一全	額	小澤榮太郎
同	同	七一九八七	一同(紛失後)	額	松高伊助
同	同	六三六七三	一第二回マテ	額	河野眞太郎

備考 表中金額拂込済ノモノハ勿論其ノ他ノ分ト雖モ假借券紛失後ニ於テ已ニ拂込ヲ完了シタルモノト認メラル、ニ付總テ代假借券ヲ交付セズ

○大藏省告示第二百五十七號

明治三十七年七月 大藏省令第三十三號ニ依リ國庫債券ノ小額面ヲ交換セシモノ左ノ如シ

種別	額面種類	記號	番	枚數	附屬利札
小額面債券	貳拾五圓	同	自二天〇〇一 至二天八六四	九〇四	明治三十九年三月渡以降
同	五百圓	同	自九五〇九 至九九〇九	三九八	同
同	五百圓	同	自二九九〇六 至三九九六	一	同
同	千圓	同	自四九七二 至四九七三	二	同
同	千圓	同	自四九七三 至四九七三	二	同
同	千圓	同	自七八一 至七八一	八	同

○大藏省告示第二百五十八號
明治三十八年法律第十二號ニ依リ募集シタル第五回國庫債券ニ對シ左記ノ通假借券ヲ發行セリ

明治三十八年七月七日 四十六萬九千六百九十六枚 大藏大臣男爵曾禰荒助

一國庫假債券 內

壹萬圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	貳拾五圓券
空號 至一〇〇〇番	空號 至二二九六番	空號 至二九四〇番	空號 至四三六二番	空號 至一九七四番	空號 至一〇七二番	空號 至八八九九番
千 枚	二千二百九十六枚	二萬九千四百六枚	四萬三千六百二十六枚	十九萬七千四百四十八枚	十萬七千二百二十八枚	八萬八千九百九十二枚

○大藏省告示第二百五十九號
本年七月七日熊本本金庫所屬山鹿支金庫ヲ熊本縣鹿本郡山鹿町ニ移ス
大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第二百六十號
明治三十七年七月 大藏省令第三十三號ニ依リ國庫債券ノ小額面ヲ大額面ニ交換セシモノ左ノ如シ
大藏大臣男爵曾禰荒助

種別	額面種類	記號	番	枚數	附屬利札
壹萬圓券	同	同	自四三〇七 至四三〇七	一一七九三	一一八五三
五千圓券	同	同	自二七九二 至二七九二	一一八五五	一一八五五
千圓券	同	同	自三三三三 至三三三三	四二二〇九	四二二〇九
五百圓券	同	同	自四三〇七 至四三〇七	四四八八九	四四八八九
百圓券	同	同	自四三〇七 至四三〇七	四四八八九	四四八八九
五十圓券	同	同	自四三〇七 至四三〇七	四四八八九	四四八八九
貳拾五圓券	同	同	自四三〇七 至四三〇七	四四八八九	四四八八九

貳拾五圓	同	一四〇五四	同	富山縣婦野西吳羽村	土田 政次郎
同	同	八二六三五	同	福井縣大野郡乾側村	前田茂右衛門
同	同	一四二八六三	第七回マテ	富山縣富山市材木町	上園 五平

備考 表中全額拂込済ノモノハ勿論其ノ他ノ分ト雖モ假借券紛失後ニ於テ已ニ拂込ヲ了シタルモノト認メラル、
ニ付總テ代リ假借券ヲ交付セス

○大藏省告示第二百六十七號

無記名國庫債券消滅ニ付左記ノ通代債券ヲ交付セリ

明治三十八年七月十一日

大藏大臣男爵曾禰荒助

券面金額種類	記號	消滅債權	附屬利札	消滅年月日	請求者	住所	氏名	代債券	番號	枚數
貳拾五圓	三二七六八	同	三十八年六月三十一日	大分縣大分郡月次村	平岡 倉藏	大分縣大分郡月次村	大分縣大分郡月次村	同	同	同

○大藏省告示第二百六十八號

明治三十七年七月大藏省令第三十三號ニ依リ國庫債券ノ小額面ヲ大額面ニ交換セシモノ左ノ如シ

明治三十八年七月十一日

大藏大臣男爵曾禰荒助

種別	額面種類	記號	番	枚數	附屬利札
貳拾五圓	同	同	自一九九六	至一九九六	同
			自一九九六	至一九九六	同
同	同	同	自一九九六	至一九九六	同
			自一九九六	至一九九六	同

明治三十八年六月渡以降

○大藏省告示第二百六十九號

明治三十七年七月大藏省令第三十三號ニ依リ國庫債券ノ小額面ヲ大額面ニ交換セシモノ左ノ如シ

明治三十八年七月十二日

大藏大臣男爵曾禰荒助

種別	額面種類	記號	番	枚數	附屬利札
大額面	千圓	同	自一〇七七八	至一〇七七八	同
			自一〇七七八	至一〇七七八	同
小額面	五拾圓	同	自一〇七七八	至一〇七七八	同
			自一〇七七八	至一〇七七八	同

○大藏省告示第二百八十號
國庫假債券紛失又ハ消滅ニ付左記ノ通代假債券ヲ交付セリ

明治三十八年七月十七日

大藏大臣 野村 浩平

券面金額	記號	紛失消滅假債券番號	枚數	拂込済期數	請求者住所氏名	代假債券番號	枚數
百圓	同	二四〇二	一	第五期マテ	徳島縣三好郡池田村 藤岡 貞五郎	一三〇八八	一
五十圓	同	二八三六二	一	同	同縣同郡同村 同 人	一〇二九九 一〇二九〇	二
同	同	二二六〇八	一	第六期マテ	廣島縣廣島市小瀬町 水内 政助		
同	同	三三六二四	一	同	北海道久遠郡湯尻村 高松 助次郎		
同	同	九六〇三二	一	第五期マテ	山梨縣中巨摩郡吉澤村 石橋 宇吉		
同	同	二二四一四三	一	第六期マテ	廣島縣廣島市小瀬町 水内 政助		
同	同	二二七三六七	一	同	同縣三郡三次町 中本 玉吉	自三五五五六至三五五五七	八
同	同	二二八三〇七	一	同	同縣賀茂郡吉土賀村 今村 幸一		
同	同	八七五九六	一	第五期マテ	大分縣大野郡野津市村 草場 元五郎		
同	同	八三八八〇	一	同	佐賀縣三養基郡基山村 村山 廣八		
同	同	七九四七六	一	第四期マテ	熊本縣熊本市北新坪井 宮崎 才次郎		
同	同	八六一	一	第三期マテ	岐阜縣岐阜市小瀬柳澤 村井 さく	二三二四九	一
同	同	四六八三七	一	第二期マテ	千葉縣長生郡日吉村 龜岡 權治郎		
同	同	二〇一九八	一	第三期マテ	岐阜縣岐阜市小瀬柳澤 村井 さく		

○大藏省告示第二百八十一號
國庫假債券紛失ニ付左記ノ通代假債券ヲ交付セリ

明治三十八年七月十七日

大藏大臣 野村 浩平

券面金額	記號	紛失消滅假債券番號	枚數	拂込済期數	請求者住所氏名	代假債券番號	枚數
百圓	同	七二二三	一	第二期マテ	廣島縣廣島市曠町 鞍掛 起英	三三七〇 三三七一	二
同	同	六〇五九	一	同	長野縣小縣郡神科村 土屋 友治郎		
同	同	二五〇七四九	一	第三期マテ	和歌山縣日高郡由良村 大谷 傳之丞		
同	同	一一二六九八	一	第二期マテ	廣島縣吳市大字二川町 松村 元三郎		
同	同	三九八一七〇	一	同	秋田縣南秋田郡寺内村 加賀谷 龜五郎		
同	同	四二四四〇	一	同	大分縣大野郡上井田村 羽田野直三郎		
同	同	一八一二七	一	同	岐阜縣稻葉郡厚見村 境田 百太郎		
同	同	三〇二六三	一	同	石川縣江沼郡東谷奥村 川端 鐵次郎		
同	同	三三八一七	一	同	北海道茅部郡鹿部村 高橋 ミヤ		
同	同	三九九三五	一	同	長崎縣佐世保市港町 古賀 平八	自四七九一四至四七九二七	一四
同	同	二六九五七	一	同	島根縣松江市白濁本町株式會社松江銀行 三島佐次右衛門		

明治三十八年七月二十二日

大藏大臣男爵曾禰荒助

額面金額	記號	番	號	枚數	所有者	住所	氏名
貳拾五圓	ホ		三二五六	一	茨城縣稻敷郡朝日村		中野 文吉
同	同		二〇五六四三	一	岡山縣和氣郡三石村		櫻木 彌吉
同	同		二二〇〇八	一	福岡縣嘉穂郡二箇村		辻塚 忠作
同	同		一七〇二二	一	愛知縣名古屋市前津小林		水谷 助六
同	同		八三〇九四	一	岡山縣吉備郡日美村		森 信

備考 表中櫻木彌吉分ハ紛失後金額拂込ヲ爲シタルモノナリ

○大藏省告示第二百八十八號

明治三十六年十二月勅令第二百九十一號、同三十七年三月法律第一號及同三十八年一月法律第十二號ニ依リ募集シタル第一回乃至第四回國庫債券ノ内應募金全額拂込済ノモノニ對シ左記ノ通本債券ヲ發行セリ

明治三十八年七月二十四日

大藏大臣男爵曾禰荒助

第一回 一國庫債券額面四拾五萬九千貳百五拾圓

此債券九千六百六十七枚

- 千圓券 以號 自一〇六七一〇番 至一〇六八〇番 十枚
- 五百圓券 以號 自八八八五〇番 至八八八五五〇番 六枚
- 百圓券 以號 自三五三二〇七番 至三五三二一四番 千三百二十五枚

五拾圓券 以號

自三九六七一三番 至三九六七一七三番 二千三百五十枚

貳拾五圓券 以號

自六六三五四〇番 至六六三五四四〇番 四千四百十九枚

以上明治三十八年六月渡以降利札附屬

千圓券 以號

自一〇八一四番 至一〇八一六番 三枚

五百圓券 以號

自八八七三番 至八八八四番 六枚

百圓券 以號

自三五三二二五番 至三五三三三番 三百七十四枚

五拾圓券 以號

自三九六七一八番 至三九六七一八番 四百九十一枚

貳拾五圓券 以號

自六六三五四五番 至六六三五四五番 六百七十三枚

以上明治三十八年十二月渡以降利札附屬

第二回

一國庫債券額面參千八拾壹萬貳百五拾圓

此債券十八萬四千七百九十枚

五百圓券 以號 自二六三九六番 至二六四〇九番 十四枚

百圓券	波號	自二〇五二〇〇番	至二〇五二〇〇番	十二枚
五十圓券	波號	自七四九三番	至七四九三番	九枚
二十圓券	波號	自一七七〇八三番	至一七七〇八三番	十二枚
以上明治三十八年三月渡以隆利札附屬				
壹萬圓券	波號	自一四九七番	至一四九七番	六百二十枚
五千圓券	波號	自四四二番	至四四二番	千四百七十七枚
千圓券	波號	自一〇三六六番	至一〇三六六番	三千三百五十一枚
五百圓券	波號	自二六三三番	至二六三三番	六千五百八十一枚
百圓券	波號	自二七九七番	至二七九七番	六萬六千五百七十五枚
五十圓券	波號	自二〇八四番	至二〇八四番	二萬七千五百十枚
二十圓券	波號	自一五八二番	至一五八二番	六萬五千六百七十枚
以上明治三十八年九月渡以隆利札附屬				
五千圓券	波號	自四四二番	至四四二番	三枚

千圓券	波號	自一三六六番	至一三六六番	二十八枚
五百圓券	波號	自二六三三番	至二六三三番	二百二十九枚
百圓券	波號	自二七九七番	至二七九七番	四千八百七十五枚
五十圓券	波號	自一〇三六六番	至一〇三六六番	二千三百七十八枚
二十圓券	波號	自一五八二番	至一五八二番	五千四百四十六枚
以上明治三十九年三月渡以隆利札附屬				
第三回				
一國庫債券額面百八拾四萬千八百五拾圓				
但明治三十九年三月渡以隆利札附屬				
內				
五千圓券	波號	自七八〇番	至七八〇番	三十六枚
千圓券	波號	自四九七番	至四九七番	五百五十一枚
五百圓券	波號	自二二二番	至二二二番	三百二十二枚
百圓券	波號	自三〇五八番	至三〇五八番	四千七百九十七枚
此債券二萬七百九十二枚				

五拾圓券 尔號 自一五七二三番
 至一九二四二番
 貳拾五圓券 尔號 自四一五二番
 至五二七九七番

第四回

一國庫債券額面千八百六拾六萬六千七百圓

但明治三十九年六月渡以降利札附屬

内

壹萬圓券 尔號 自一二八番
 至一五〇番
 五千圓券 尔號 自一九四八番
 至二二五〇番
 千圓券 尔號 自二六二〇番
 至三六二〇番
 五百圓券 尔號 自八九二〇番
 至一五七三〇番
 百圓券 尔號 自一五七三〇番
 至一六五九六番
 五十圓券 尔號 自一六五九六番
 至一七六七三番
 貳拾五圓券 尔號 自一六五九六番
 至一七六七三番

此債券八萬四千四百八十四枚

三千五百三十枚
 一萬五千四百十六枚
 二百八十三枚
 六百五十四枚
 八百六十一枚
 三千七百七十枚
 一萬五千七百三十四枚
 六千一百十枚
 五萬七千六百七十二枚

○大藏省告示第二百八十九號

明治三十七年十一月十一日大藏省告示第六十九號紛失ニ係ル國庫假債券番號中貳拾五圓券以號參參五九八壹番ハ參壹五九八壹番同二十八日大藏省告示第三百三號消滅ニ係ル國庫假債券番號中五拾圓券以號壹九六六六番ハ壹九六〇六六番ニシテ何レモ請求書ニ誤記アリタル旨ヲ以テ訂正方本人ヨリ申出ニ付更正ス

明治三十八年七月二十五日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第二百九十號

明治三十七年十一月十二日大藏省告示第八十號紛失ニ係ル國庫假債券番號中百圓券以號二二七六四九番ハ二二七八五一番五拾圓券以號二四八七二三番ハ二四九四〇六番ニシテ何レモ請求書ニ誤記アリタル旨ヲ以テ訂正方本人ヨリ申出ニ付更正ス

明治三十八年七月二十六日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第二百九十一號

輸入紙卷煙草定價及賣渡價格左ノ通相定ム

明治三十八年七月二十七日

大藏大臣男爵曾禰荒助

種類

名

稱

百本ニ對スル定價

輸入紙卷煙草

クウシス金口

Cousin's gold Tipped

五〇〇〇

煙草元賣捌人ニ對スル賣渡價格ハ定價ノ百分ノ八十

煙草小賣人ニ對シ直接賣渡ヲ爲ス場合ノ賣渡價格ハ定價ノ百分ノ八十三

○大藏省告示第二百九十二號

輸入製造煙草定價及賣渡價格左ノ通り相定ム

明治三十八年七月二十七日

大藏大臣男爵曾禰荒助

種類

名

稱

百本ニ對スル定價

輸入紙卷煙草

エンヂヤンテレス

Pinchunteresse

四〇〇〇

同

エキストラフアイン

Extrahne gold Tipped

四〇〇〇

同

エンヂヤンテレス

Pinchunteresse

四〇〇〇

同

エキストラフアイン

Extrahne Cork Tipped

四〇〇〇

同

エシプチアン

Egyptiennes

二六〇〇

煙草元賣捌人ニ對スル賣渡價格ハ左ノ割合トス

定價ノ百分ノ八十

煙草小賣人ニ對シ直接賣渡ヲナス場合ノ賣渡價格ハ左ノ割合トス
定價ノ百分ノ八十三

○大藏省告示第二百九十三號

明治三十七年法律第十四號煙草專賣法ニ依リ發行シタル國庫債券ノ發行額額面金額種類枚數記號及番號左ノ如シ

明治三十八年七月二十七日

大藏大臣男爵曾禰荒助

明治三十八年發行
一國庫債券額面拾萬四千九百圓
但明治三十九年六月渡以降利札附屬

此債券二百六十九枚

內

千圓券 號 自六九七番 至七五四番

五十八枚

五百圓券 號 自五八四番 至六五八番

七十二枚

百圓券 號 自九一八番 至九九六番

七十九枚

五十圓券 號 自四八三番 至五四二番

六十枚

○大藏省告示第二百九十四號

熊本稅務監督局管内甘木稅務署ヲ明治三十八年八月一日福岡縣朝倉郡甘木町大字甘木千八百七十二番地へ移ス

大藏大臣男爵曾禰荒助

明治三十八年七月二十八日

○大藏省告示第二百九十五號
國庫假債券紛失又ハ消滅ニ付左記ノ通代假債券ヲ交付セリ

明治三十八年七月二十八日

大藏大臣男爵曾禰荒助

券種類	額面金額	記號	紛失消滅假債券番號	同枚數	拂込濟期數	請求者住所氏名	代假債券番號	同枚數
同	貳拾五圓	本	一八六三二	一	第四期マテ	京都府天田郡曾我井村 鹽見 辰次郎		
同			一五〇一七	一	第六期マテ	愛知縣西加茂郡福原村 加納 德太郎		
同			三三三三三	一	第七期マテ	北海道龜田郡七飯村 脇坂 新三郎		
同			三三〇六三	一	同	廣島縣吳市和庄町 大木 マツ	自三五五八八番 至三五五九九番	八
同			三三九九四	一	同	高知縣安藝郡川北村 福島 庄太郎		
同			三三三三三	一	第六期マテ	茨城縣眞壁郡嘉田生駒村 濱野 源三郎		
同			二九二七一	一	同	宮城縣栗原郡宮澤村 佐々木兵次郎		
同			九一四七六	一	第七期マテ	大分縣大野郡三重町 伊見 太郎		
同			二五四七五〇	一	第三期マテ	大阪府大阪市東區東平野町四丁目 吉田 豐次郎		
同			一七八一七〇	一	同	三重縣度會郡東外城田村 加納 安治郎		
同			三三二二四	一	同	北海道龜田郡七飯村 脇坂 新三郎		
同			二九四一六六	一	同	宮山縣射水郡掛開發村 工 庄一郎		
同			三〇九八七六	一	第二期マテ	石川縣江沼郡山中村 西野 山松		
同			三〇九八八〇	一	同	同縣同郡同村 筑城 庄太郎	自四七九一四三番 至四七九一五四番	二
同			一一一〇八七	一	同	廣島縣深安郡深津村 相方 傳松		
同			二六三六七七	一	同	鳥取縣西伯郡加茂村 吉田 俊顯		

券面金額	記號	消滅公債同額	附屬利札	消滅年月日	請求者住所氏名	代證書番號
五拾圓	七九〇	同	三十八年六月三十日	同	福井縣吉田郡吉野村 中村 才兵衛	同
同	同	同	同	同	同縣同郡同村 荒井 喜太夫	同
同	同	同	同	同	同縣同郡同村 中谷 新助	同
同	同	同	同	同	同縣同郡同村	同

○陸軍省告示

當分ノ内旅順口ニハ官用船舶及陸軍大臣海軍大臣又ハ旅順口鎮守府司令長官ノ許可ヲ得タルモノヲ除クノ外一切ノ船舶ノ出入ヲ禁ス

明治三十八年七月十九日

海軍大臣 野村 浩平
陸軍大臣 寺内 正毅

○陸軍省告示第十二號

陸地測量部修技所生徒十八名ヲ一般志願者ヨリ募集ス志願ノ者ハ左ノ生徒募集手續ニ據リ來ル九月盡日限リ願出ツヘシ

明治三十八年七月四日

陸軍大臣 寺内 正毅

陸地測量部修技所生徒募集手續

第一條 陸地測量部修技所生徒ハ年齡滿二十八年以下 明治三十八年十一月一日計算ノ者ニシテ左ノ各項ニ就キ檢査シ合格ノ者ヨリ所要人員ヲ採用シ陸地測量部ニ於テ業務上必要ノ學術ヲ教授シ卒業ノ後陸地測量部ニ任用ス

- 一 體格 強壯
- 二 作文 記事論說(漢字交リ文)及通俗文
- 三 地理及歴史 內國及外國(中學校卒業ノ程度)

四 數學 算術代數平面及立體幾何平面三角

五 物理學 中學校卒業ノ程度

六 圖畫 自在畫

第二條 左ニ記スルモノハ採用スルコトナシ

- 一 徵兵終決處分未済ノ者及常備役後備役並補充兵役ニ在ル者
- 二 復權ヲ得サル家資分散者破産者及身代限リノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者
- 三 禁錮ノ刑ニ處セラレタル者及賭博犯ノ處分ヲ受ケタル者

第三條 志願者ハ第一號書式ノ願書ニ第二號書式ノ履歷書及戶籍謄本ヲ添ヘ陸地測量部ニ差出シ(各副本ヲ)在徒ヲ命セラレタルトキハ同時ニ第三號書式ノ納金保證書ヲ差出スヘシ(要セス)願書及履歷書納金保證書ニハ一家ノ戶主ニシテ身元確實ナル者一名(內一名ハ東京市內)ヲ保證人ト爲スヘシ

陸地測量部ニ於テ願書ヲ受理シタルトキハ十月二十日迄ニ試驗日割表ヲ各志願者ニ送付ス
第四條 檢査ハ十一月一日ヨリ左ノ各所ニ於テ施行スルヲ以テ志願者ハ豫メ受檢地(願書ニ添)ニ到著シ止宿所ト共ニ其ノ旨ヲ檢査場ニ届出ツヘシ

- 東京 陸地測量部修技所
- 大阪 留守第四師團司令部
- 弘前 留守第八師團司令部
- 廣島 留守第五師團司令部
- 仙臺 留守第二師團司令部
- 熊本 留守第六師團司令部
- 金澤 留守第九師團司令部

第五條 參謀總長ハ試驗問題ヲ密封(答案用紙共)シ之ニ志願者名簿試驗日割表ヲ添ヘ十月二十日迄ニ前條留守師團長ニ送付ス

第六條 留守師團長ハ適宜檢査官ヲ命シ檢査ヲ行ハシメ其ノ結了ト共ニ試驗書類ヲ取總メ參謀總

年月日

身元保證人

本人氏名印

同

氏名印

氏名印

第三號書式(紙貼用)

多額印紙

納金保證書

今般陸地測量部修技所生徒被命候ニ付テハ萬一同生徒募集手續第十一條第二項但書ニ觸ルルトキハ速ニ納金可致ハ勿論若シ本
人納金致兼候節ハ身元保證人ニ於テ可相納候仍テ身元保證人連署保證書如斯候也

本人氏名印

身元保證人

府縣族籍職業

何府(縣)郡(市)町(村)番地住(寄留)

同

氏名印

同

氏名印

氏名印

同

○陸軍省告示第十三號

臨時陸軍檢疫部本部出張所ヲ青森縣青森ニ開設ス

明治三十八年七月十七日

陸軍大臣寺內正毅

○陸軍省告示第十四號

陸軍大臣ノ許可ヲ得テ旅順口ニ出入セムトスル船舶ニハ明治三十八年一月陸軍省告示第一號中出入
船舶ニ關スル規定ヲ準用ス

明治三十八年七月十九日

陸軍大臣寺內正毅

○海軍省告示第十九號

明治三十八年七月三日ヨリ基隆、沖繩島、奄美大島ノ各防禦海面ヲ解除ス

明治三十八年七月三日

海軍大臣男爵山本權兵衛

○海軍省告示第二十號

馬公海軍合圍地軍法會議及馬公臨時海軍監獄ハ明治三十八年七月七日限り之ヲ廢止ス

明治三十八年七月八日

海軍大臣男爵山本權兵衛

○海軍省告示第二十一號

海軍造船中技士造船學科三名海軍造兵中技士電氣工學科一名採用候條本年七月ニ於テ年齡滿二十
年以上三十五年未滿明治三十八年七月ヨリ同十ニシテ出身志願ノ者ハ海軍高等武官補充條例ニ依リ本
年七月三十一日迄ニ海軍省人事局長ニ出願スヘシ

海軍高等武官補充條例、造船(造兵)中技士採用願書式ヲ要スル者ハ口頭又ハ書面ヲ以テ海軍省人
事局ニ申出ヘシ

明治三十八年七月十五日

海軍大臣男爵山本權兵衛

○海軍省告示第二十二號

明治三十八年海軍省告示第三號ヲ廢ス

明治三十八年七月十九日

海軍大臣男爵山本權兵衛

〔參照〕

明治三十八年七月海軍省告示第三號ハ當分ノ内旅順口ニハ官用船舶ノ外一切ノ船舶ノ出入ヲ禁スル件ナリ

○司法省告示第四十三號

千葉地方裁判所管内松戸區裁判所野田出張所ノ保管ニ係ル左記ノ帳簿、書類滅失シタリ
滅失シタル共有者連名書ヲ差出シタル者ハ明治三十八年十月二十日マテニ登記簿證又ハ土地臺帳
ノ謄本ヲ添附シテ共有者連名書ヲ更ニ同出張所ニ差出スヘシ

明治三十八年七月十七日

司法大臣波多野敬直

滅失シタル帳簿及書類

- 一 東葛飾郡川間村小山共有者連名簿 自明治二十一年至明治三十一年 一册
- 但明治三十二年行政區劃ノ變更ニ依リ下妻區裁判所若井出張所ヨリ移送ニ係ル分
- 一 寄公証簿 三册

内 附

- 東葛飾郡野田町野田 明治十七年分 一册
- 一 地所賣渡讓與與書割印帳
- 東葛飾郡野田町野田 明治九年分 一册
- 一 地所賣渡讓與根帳
- 東葛飾郡野田町野田 明治九年分 一册
- 一 建物賣渡讓與根帳
- 一 舊登記ニ關スル一件書類綴込帳 五册
- 内 附
- 一 賣買讓與ニ關スル綴込 明治二十九年 自一月至三月 一册
- 一 同 明治三十二年 自一月至六月 一册
- 一 買書入ニ關スル綴込 明治二十八年分 一册
- 一 同 明治三十二年 自一月至六月 一册
- 一 請求ニ關スル綴込 自明治二十七年一月至明治三十二年六月 一册

○文部省告示第百十四號

明治三十六年文部省令第十四號專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ左記ノ者ヲ專門學校
ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等ノ學力ヲ有スルモノト指定ス

明治三十八年七月一日

文部大臣久保田讓

一 愛知縣私立曹洞宗第三中學校林卒業者 明治三十八年六月以後ノ卒業者ニ限ル

○文部省告示第百十五號

東京府下私立明治大學ニ對スル徵兵令上認定ノ效力ハ外國語專修科生ニ及ハス

明治三十八年七月四日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第百十六號

大阪府下私立關西大學ニ對スル徵兵令上認定ノ效力ハ外國語專修科生ニ及ハス

明治三十八年七月六日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第百十七號

東京帝國大學農科大學農學實科林學實科及獸醫學實科ノ文官任用令上認定ニ關スル明治二十七年
文部省告示第百七十號中「認定ス」ノ下ニ「但シ認定ノ效力ハ明治三十一年九月十一日ニ遡ル」ヲ加フ

明治三十八年七月六日

文部大臣久保田讓

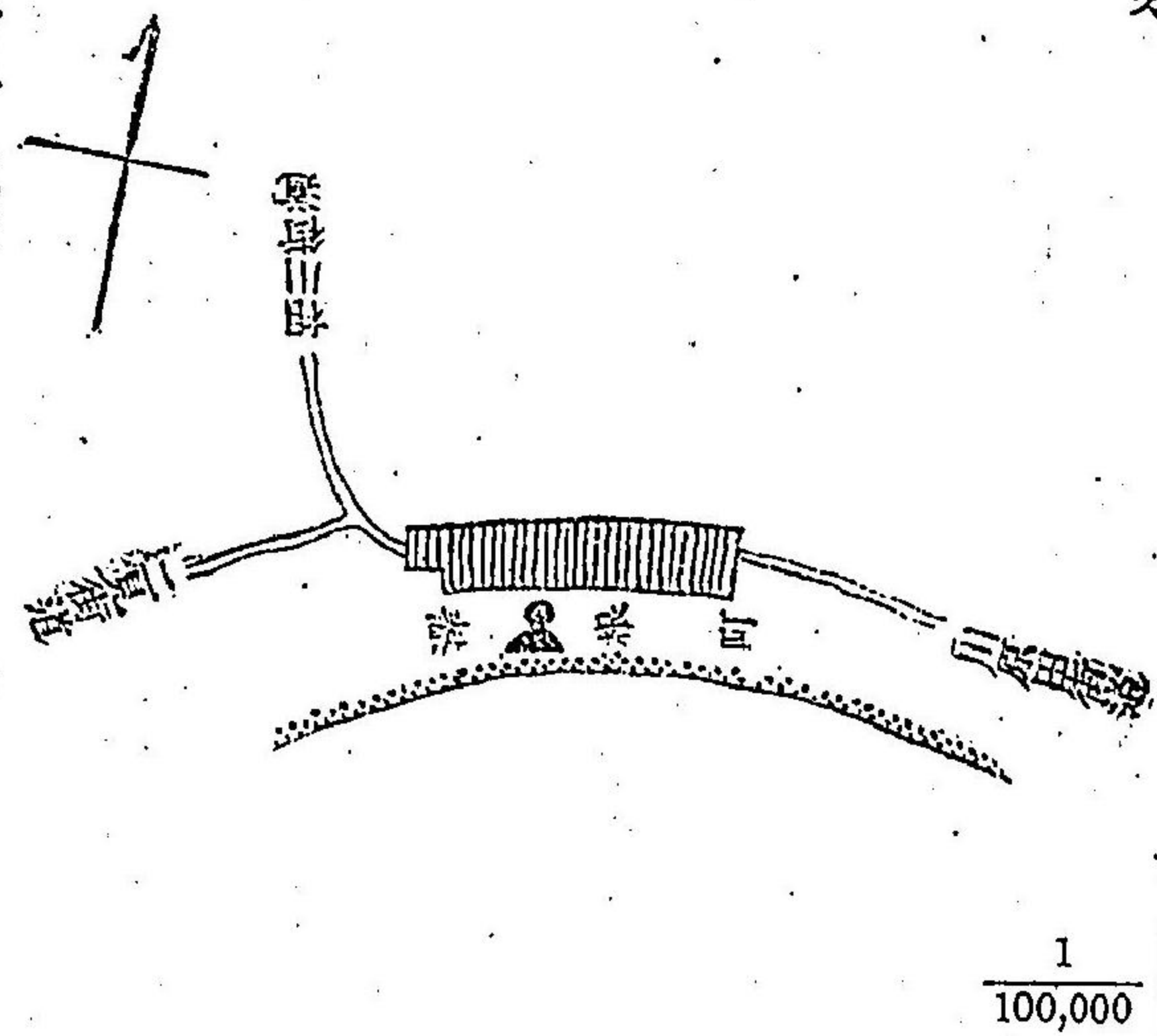
○文部省告示第百十八號

新潟縣知事ハ同縣佐渡郡澤根町大字澤根町 國中及印ニ町立正式警報信號標ヲ設置スルコトヲ許可
シ明治三十八年八月一日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十八年七月七日

文部大臣久保田讓

圖表ヲ掲揚セス



○文部省告示第百十九號

山形縣知事ハ同縣西田川郡加茂町大字加茂ニ設置セル縣立正式警報信標標揚卸ヲ中止ノ處明治三十八年七月一日ヨリ更ニ實施ノ旨報告セリ

明治三十八年七月七日

○文部省告示第百二十號

鹿兒島縣熊毛郡北種子村立女子實業補習學校ノ組織ヲ變更シ徒弟學校ト爲シ其ノ名稱ヲ北種子村

文部大臣久保田讓

立女子職業學校ト改稱シ明治三十八年七月ヨリ開校ノ件認可セリ

明治三十八年七月十一日

○文部省告示第百二十一號

明治三十六年文部省令第十四號專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ左記ノ者ヲ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定ス

明治三十八年七月十一日

一陸軍中央幼年學校本科卒業者

文部大臣久保田讓

○文部省告示第百二十二號

宮城縣仙臺市私立東北學院ノ專門科ヲ專門部ト改稱ノ件認可セリ

明治三十八年七月二十四日

文部大臣久保田讓

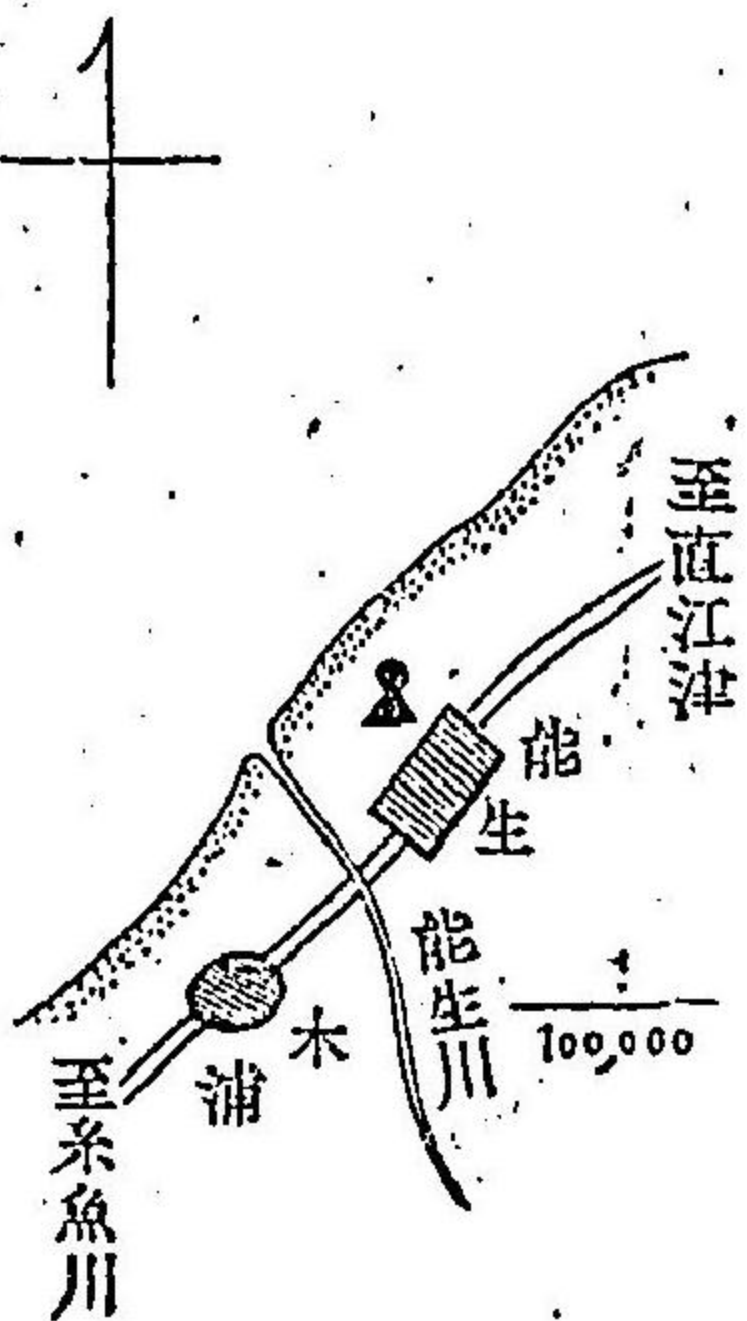
○文部省告示第百二十三號

新潟縣知事ハ同縣西頸城郡能生町郡立能生水產學校構内ノ箇中△印郡立正式警報信標ヲ設置スルコトヲ許可シ明治三十八年八月二十日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十八年七月二十九日

文部大臣久保田讓

圖表ハ掲揚セス



○農商務省告示第八十五號
 森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十八年七月二十六日

國	郡	村	大字	字	農商務大臣男爵清浦奎吾
羽後	仙北	西明寺	西明寺	堂村	面積 七三〇九 國 所有者

○農商務省告示第八十六號
 森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十八年七月二十六日

國	郡	村	大字	字	農商務大臣男爵清浦奎吾
羽後	仙北	雲澤	雲澤	蒲屋敷	面積 〇三九九 國 所有者
同	同	同	同	下町屋	面積 一九〇七 國 所有者
同	同	角館町	岩瀬	岩瀬	面積 一五〇七 國 所有者
同	同	豐岡	豐岡	長兵衛野	面積 三三三三 國 所有者
同	同	花館	小瀧野	上月野	面積 二六二八 國 所有者
同	同	西明寺	門屋	入江	面積 〇九一八 國 所有者
同	同	同	同	同	面積 一〇二五 國 所有者

○遞信省告示第三百九十號

本年六月二十五日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年七月一日

遞信大臣大浦兼武

名稱	京城郵便局江陵出張所	位置	韓國 江陵
○遞信省告示第三百九十一號			

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵便局ノ事務引繼ヲ了シ當該郵便局ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務

ハ其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年七月一日

遞信大臣大浦兼武

本邦局所名	韓國局名	引繼年月日
京城郵便局江陵出張所	江陵郵便局	明治三十八年六月二十五日

○遞信省告示第三百九十二號

明治三十七年十二月二日遞信省告示第五百四十三號外國小包郵便料金表中左ノ通改正ス

明治三十八年七月三日

遞信大臣大浦兼武

一 國名欄中獨逸保護國及在外國獨逸郵便局ノ項新銀奈ノ部ヲ左ノ通改ム

新銀奈

フインシニハーフエン、ブリード
 リレウ、井ルベルムス、ハーフエン、
 ステフアンズ、ワルト、コシスタ
 シン、ハーフエン、ヘルベルグ、
 一ヘ、及ベルリン、ハーフエンニ限ル

二 亞米利加合衆國ノ部「米本國（紐育市、ブルークリントン、ジャージー市、ホボケン）」及「其他ノ各地」ノ項ヲ通シ其附註欄ヘ左ノ通追加ス

英國經由ノ小包ニシテ重量ニ「キログラム」以下ナルトキハ差出人ニ於テ小包ノ表面並ニ税關告知書ヘ特「Inno. Amari. can Express Co.」ト記入スベシ

三 國名欄中英國殖民地及在外國英國郵便局（ロ）亞弗利加ノ部「ソマリランド」トアルヲ左ノ通改ム

ソマリランド
 パーパラ、バール、及
 ギイラニ限ル

○逓信省告示第三百九十三號

本年六月二十六日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム
 逓信大臣大浦兼武

明治三十八年七月三日

○逓信省告示第三百九十四號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務
 ハ其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム
 逓信大臣大浦兼武

明治三十八年七月三日

本邦局所名 韓國局名 引繼年月日
 義州郵便局出張所 碧潼 郵遞司 明治三十八年六月二十六日

○逓信省告示第三百九十五號

本月五日ヨリ奧羽南線院內湯澤間線路運輸營業ヲ開始ス旅客賃金及哩程左ノ通
 逓信大臣大浦兼武

明治三十八年七月三日

湯澤	横堀	驛名	
		等級	福島 鹿坂 板谷 峠 關根 米澤 目黒ノ 赤湯 中川 山上 山形 漆山
三等	三等	一等	二等
一八八	一八〇	一七五	一七〇
一八三	一七五	一七〇	一六五
一七三	一六五	一六〇	一五五
一七〇	一六二	一五五	一五〇
一六三	一五五	一五〇	一四五
一五九	一四二	一三七	一三二
一五二	一三二	一三〇	一二五
一四七	一二五	一二〇	一一五
一四〇	一一五	一一〇	一〇五
一三三	一〇五	一〇〇	九五
一二〇	九五	九〇	八五
一一三	八五	八〇	七五
一〇三	七五	七〇	六五

湯澤	横堀	驛名	
		等級	天童 神町 橋岡 大石 舟形 新庄 新町 釜淵 及位 院內
三等	二等	一等	二等
一〇九	一〇九	一〇二	九七
一〇三	一〇二	九五	九〇
〇九七	〇八七	八八	八三
〇八五	〇七四	七六	七一
〇七二	〇六〇	五二	四七
〇六四	〇五二	四六	四一
〇四八	〇三六	三六	三一
〇三八	〇二六	二六	二一
〇二六	〇一六	一六	一一
〇一七	〇〇七	〇七	〇二

一等賃金ハ三等賃金ノ三倍トス

哩程

院內横堀間 二哩四
 横堀湯澤間 七哩五

○逓信省告示第三百九十六號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ
 逓信大臣大浦兼武

明治三十八年七月四日

貨名	換算率
英貨	一圓ニ付二シリング「〇」ハシ
佛貨	一圓ニ付二フランク「五十五」サ
米貨	一圓ニ付四十九「セ」ト「三七五」
獨貨	一圓ニ付二マルク「〇七」フヘン

關貨	一フロリン	八二八九〇	二圓三付	「フロリン」二十「セン」
埃地利貨幣	一クロローネ	四一三〇〇	二圓三付	「クロローネ」四十二「フィルレル」六〇一
香港洋銀	一ダラー	九二八七五	二圓二付	「ダラー」〇七「セント」
	一セント	九二九	二圓二付	「セント」
墨銀	一ダラー	九六〇六七	一圓二付	「ダラー」〇三「セント」
	一セント	九六二	九八六	

(備考) 羅馬尼亞貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ

* 墨銀換算割合ハ香港爲替中銅島及密波ニ振宛ナルモノ、換算ニノミ適用スヘキモノトス

○遞信省告示第三百九十七號

明治三十六年九月遞信省告示第四百五十二號本邦ト外國郵便爲替及電信爲替ヲ交換スル國名等ヲ示ス表「第一、郵便爲替」ニ直接交換國郵政廳ノ媒介ニ依リ交換スル國「甲、聯合約定國郵政廳ノ媒介ニ依ルモノ」ノ部「セルヴィア」ノ項爲替取戻請求書ヲ宛ツヘキ官署ノ欄瑞西郵政廳「トアルヲ」在瑞西「ベルヌ」郵便監督局(Contrôle général des postes, à Berne)ト改ム

明治三十八年七月四日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百九十八號

本月一日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置ス

明治三十八年七月四日

遞信大臣大浦兼武

名	稱	位	置	名	稱	位	置
蕨州郵便局車登館出張所	キレンソウ	韓國	車登館	蕨州郵便局新蕨出張所	シキヤウ	蕨州	新蕨

○遞信省告示第三百九十九號

本日以降在韓國安州郵便局定州出張所ヲシテ明治三十七年五月遞信省令第三十七號ニ依リ軍八軍屬ノ振出ス通常爲替ノ取扱ヲ爲サシム

明治三十八年七月五日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百號

明治三十七年六月遞信省告示第三百二十號萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項第七號第四電報ノ別使價表中仁川ノ欄ノ次ニ左ノ通追加シ本月十日ヨリ施行ス

明治三十八年七月六日

遞信大臣大浦兼武

元	銀	南	浦	銀	南	浦	港	元	山	山	港
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
船	船	船	船	船	船	船	船	船	船	船	船
配	配	配	配	配	配	配	配	配	配	配	配
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送

○遞信省告示第四百一號
海軍所屬汽船濟州丸外二艘ニ點附ノ信號符字左ノ如シ

明治三十八年七月六日

遞信大臣大浦兼武

信號符字	船名	信號符字	船名
G Q P S	濟州丸	G Q R B	歷山丸
G Q P V	嶺崎丸		

○遞信省告示第四百二號

本月二日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置ス
明治三十八年七月七日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百三號

左記ノ郵便局出張所ニ於テ韓國郵遞司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務

明治三十八年七月 告示 遞信省第三百九十九號 第四百號 第四百一號 第四百二號 第四百三號 一七一七

ハ其ノ引繼ヲ受ケタル出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年七月七日

逓信大臣大浦兼武

本邦局所名 韓 國 局 名 引繼年月日
義州郵便局江界出張所 江界郵便局 明治三十八年七月二日

○逓信省告示第四百四號

本月十一日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

明治三十八年七月八日

逓信大臣大浦兼武

名 稱 横濱戸部町六丁目郵便局 位 置 横濱市戸部町六丁目

○逓信省告示第四百五號

明治三十八年四 逓信省告示第七十四號別表第二號表ニ指定スル通信官署中下關西郵便局ヲ削除ス

明治三十八年七月八日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第四百六號

明治三十七年六 逓信省告示第三百十七號外國電報料金表中左ノ通改ノ本日ヨリ施行ス

明治三十八年七月八日

逓信大臣大浦兼武

第一表 Europe(歐羅巴地方)ノ部中上海線經過馬尼刺線料金ヲ左ノ通改ム

Austria(澳地利)	30.111
Belgium(比士錫)	30.180
Bosnia(ボスニア)	30.180
Bulgaria(ブルガリア)	30.180
Denmark(デンマーク)	30.180
France(法國西)	30.180
Germany(獨逸)	30.180
Gibraltar(ジブラルター)	30.180

Great Britain(大英列國)

Greece(希臘)	30.180
Holland(荷蘭)	30.180
Hungary(匈牙利)	30.111
Italy(伊太利)	30.111
Luxembourg(ルクゼンブルグ)	30.180
Montenegro(モンテネグロ)	30.180
Norway(挪威)	30.180
Portugal(葡萄牙)	30.180
Romania(ルーマニア)	30.180
Russia in Europe and Caucasus(歐羅巴亞西亞及甲加泰)	30.180
Serbia(セルビア)	30.180
Spain(西班牙)	30.180
Sweden(瑞典)	30.180
Switzerland(瑞國)	30.180
Turkey(土耳其)	30.180

同表 Africa(亞非利加地方)ノ部中上海線經過料金ヲ左ノ通改ム

Acrost(アコースト)	22.660
St. Michael(セントマイケール)	22.660
Ponta Delgada(ポントデルガダ)	22.660
Fayal(ファヤル)	22.660
Horta(ホルタ)	22.660
Canary Islands(カナリ諸島)	22.660
Madeira(マデイラ)	22.660
St. Jago(セントジャゴ)	22.660
St. Vincent(セントビンセント)	22.660
St. Helena and Ascension(セントヘレナ及アセンション)	22.660
Senegal(セネガル)	22.660

(Via Europe and Madere) (歐羅巴及マデイラ經過)

同部 West Coast in Africa (亞非利加西海岸)ノ項中上海線經過料金を左ノ通改ム

Angola(アンゴラ)	6.10B	7.10E
Benguela(ベルンゲラ)	6.58A	6.58A
Capri(カプリ)	6.55B	6.55B
Loanda(ロアンダ)	7.12D	7.12D
Lobito(ロビト)	7.12D	7.12D
Mossamedes(モッサメデス)	6.58A	6.58A
Nova Ledondlo(ノヴァレドンダロ)	5.88A	5.88A
Bahurst(バハースト)	5.88A	5.88A
Dahomey(ダホメー)	5.88A	5.88A
Kolonou(コロヌー)	5.88A	5.88A
Wydah in Benin(ウイダハ在ベニン州内ウサダ)	5.88A	5.88A
French Congo(佛領コンゴ)	5.88A	5.88A
Gabon(ガボン)	5.88A	5.88A
French Guinea(佛領ギニア)	5.88A	5.88A
Konakry(コナクリ)	5.88A	5.88A
Other Places(其他各地)	5.88A	5.88A
Gold Coast: Ashanti(ゴールドコースト: アシャンティ)	5.88A	5.88A
Accra(アカクラ)	5.88A	5.88A
Sekondi(セコンディ)	5.88A	5.88A
Adinah(アディナ)	5.88A	5.88A
Akuse(アクセ)	5.88A	5.88A
Aparta(アパータ)	5.88A	5.88A
Axim(アキム)	5.88A	5.88A
Behin(ベヒン)	5.88A	5.88A
Chama(チャマ)	5.88A	5.88A
Dixcove(ディクスコフ)	5.88A	5.88A
Half Assinie(ハーフアシニー)	5.88A	5.88A

Quilba(キルバ)	4.800	4.800
Tarkwa(タルクワ)	4.800	4.800
Ivory Coast(アイボリー海岸)	4.800	4.800
Grand-Bassam(グランドバッサム)	4.800	4.800
Assinie(アシニー)	4.800	4.800
Jaquerville(ジャクヴィル)	4.800	4.800
Lahou(ラウ)	4.800	4.800
Other Places(其他各地)	4.800	4.800
Kamerun(カメルーン)	4.800	4.800
Nigeria(ナイジェリア)	4.800	4.800
Bonny(ボンニー)	4.800	4.800
Brass(ブラス)	4.800	4.800
Lagos(ラゴス)	4.800	4.800
Other Places(其他各地)	4.800	4.800
Portugese Guinea(葡領ギニア)	4.800	4.800
Bissao(ビサウ)	4.800	4.800
Bolama(ボラマ)	4.800	4.800
Portugese West Africa(葡領西非利加)	4.800	4.800
Ponta do Padrão(ポントドパドロン)	4.800	4.800
Principe(プリンシペ)	4.800	4.800
Sierra Leone(シエラレオネ)	4.800	4.800
St. Thome(セントトメ)	4.800	4.800
Togoland(トゴランド)	4.800	4.800
Agome Palime(アゴメパリメ)	4.800	4.800
Lome(ロメ)	4.800	4.800

○遞信省告示第四百七號
 明治三十八年 遞信省告示第百七十四號別表第二號表ニ指定スル通信官署中稚内郵便局ヲ削除ス
 明治三十八年七月十日
 遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百八號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ
明治三十八年七月十一日

遞信大臣大浦兼武

英貨	佛貨	米貨	獨貨	關貨	埠地利貨幣	香港洋銀	銀
一パウンド	一フランク	一ダラー	一マルク	一フロリン	一クロネ	一ダラー	一セント
九八七・二四七	三九〇・九〇	二〇・三三三	四八・三三〇	八二・八九〇	四二・三三〇	九三・〇八三	九六・五〇〇
一圓ニ付二〇/100即チ 「シリング」〇・八 「ペンニー」三・三	一圓ニ付二「フランク」五十五「サ ンチ」八二〇	一圓ニ付 ⁴⁹ 即チ 「セント」三七五	一圓ニ付二「マルク」〇・七「フェン ニグ」三八三	一圓ニ付「フロリン」二十「セン テ」六四二	一圓ニ付「クロネ」四十二 「ハル」六〇一	一圓ニ付「ダラー」〇・七「セント」 四三二	一圓ニ付「ダラー」〇・三「セント」 六二七

(備考) 羅馬尼貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ

* 銀換算割合ハ香港爲替中劉公島及海波ニ振宛ツルモノ、換算ニノミ適用スヘキモノトス

○遞信省告示第四百九號

明治三十七年^{十二}遞信省告示第五百四十三號外國小包郵便料金表中亞米利加合衆國ノ部「米本國
竝ニ布哇、ポルトリコ、フィリッピン諸島ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

明治三十八年七月十二日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百十號

海軍所屬汽船長柄丸ニ點附ノ信號符字左ノ如シ

明治三十八年七月十三日

遞信大臣大浦兼武

信號符字

船名 長柄丸

○遞信省告示第四百十一號

明治三十六年^三勅令第四十一號ニ基ク請願ニ依リ本月十六日ヨリ左記郵便局ニ電信事務ヲ開始ス
但電報配達事務ヲ取扱ハス

明治三十八年七月十四日

遞信大臣大浦兼武

名稱 川奈郵便局

位置 靜岡縣田方郡小室村大字川奈

○遞信省告示第四百十二號

本月十六日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス但通話區域等ハ茨木電話所ニ同シ

明治三十八年七月十四日

遞信大臣大浦兼武

名稱 茨木郵便局

位置 大阪府三島郡茨木町大字茨木

○遞信省告示第四百十三號

本月十五日限り左記電話所ヲ廢止ス

明治三十八年七月十四日

遞信大臣大浦兼武

大阪府三島郡茨木町大字茨木

○遞信省告示第四百十四號

宮城縣下陸前國金華山燈臺ニ設置セル霧笛ハ修繕ノタメ當分ノ内吹鳴ヲ停止ス

遞信大臣大浦兼武

明治三十八年七月十五日

○遞信省告示第四百十五號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十八年七月十八日

遞信大臣大浦兼武

英貨	一バウシド		備貨	一フランク		米貨	一ダラー		獨貨	一マルク		關貨	一フロリン		埃地利貨幣	一タローネ		法高利貨幣	一コロナ	
	一	二		一	二		一	二		一	二		一	二		一	二		一	二
九七・一四七	一九三・五七	四・一三三	三九・〇九〇	二〇・五三三	二〇・一五	二〇・五三三	八二・八九〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇	八・八三〇
一圓ニ付 2/10 即チ	ニ「シルリング」〇「ハン	ニ「三	一圓ニ付 二「フランク」五十五「サ	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五	一圓ニ付 四十九「セシト」三七五

香港洋銀	一ダラー	一セント	一ダラー	一セント
九三・五〇〇	九三・五〇〇	九三・五〇〇	九三・五〇〇	九三・五〇〇
一圓ニ付 一「ダラー」〇六「セント」	一圓ニ付 九五二	一圓ニ付 九六〇	一圓ニ付 九六〇	一圓ニ付 九六〇

(備考) 羅馬尼貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ

* 銀換算割合ハ香港爲替中劉公島及海波ニ振宛ツルモノ、換算ニミ適用スヘキモノトス

○遞信省告示第四百十六號

海軍所屬汽船北洋丸ニ點附ノ信號符字左ノ如シ

明治三十八年七月十八日

船名 北洋丸

遞信大臣大浦兼武

信號符字 G Q R F

○遞信省告示第四百十七號

來八月一日ヨリ左記郵便局ヲ設置シ且明治三十六年三勅令第四十一號ニ基ク 請願ニ依リ電信事務ヲモ開始ス但郵便物及電報ノ配達事務ヲ取扱ハス

明治三十八年七月十九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百十八號

帆船第三長榮丸外四十三艘ニ左ノ信號符字ヲ點附ス

明治三十八年七月十九日

遞信大臣大浦兼武

信號符字	番	種類	船名	船籍	港所	所有者
J L K S	六〇四四	帆	第三長榮丸	日向國美々津町	相馬勢四郎	

J S D Q	七四七三	汽	第八字和島丸	伊豫國八幡村	宇和島運輸株式會社
J L W D	八〇三七	汽	門司丸	新瀨市	女池久藏
J M N C	九〇三四	汽	泉丸	筑前國若松町	小西助七
J M N D	九〇三八	帆	第貳號勝利丸	長門國萩町	堀幸吉
J S M Q	九二二九	汽	砂川丸	神戶市	三井物産合名會社
J S M R	九二三〇	汽	第三生田丸	神戶市	株式會社生田商會
J S N L	九二六一	汽	久留米丸	久留米市	山口悦次郎
J S N M	九二六二	帆	榮丸	肥前國口之津村	永田佐喜男
J S N P	九二六三	帆	葛城丸	筑後國大牟田町	藤田又六
J S N Q	九二六四	帆	第貳三川丸	筑後國大牟田町	三井礦山合名會社
J S R B	九三四六	帆	明榮丸	安藝國倉橋島村	新谷千代藏
J S R C	九三四九	汽	香川丸	備後國土生村	宮井卯太郎
J S R D	九三五〇	帆	三號山城丸	備後國三庄村	山内梅吉
J T H B	九三八九	帆	第壹號大東丸	橫濱市	大澤勝五郎
J T C F	九三九五	汽	福浦丸	長崎市	三菱合資會社
J T F Q	九四二四	汽	浦潮丸	東京市	日本郵船株式會社
J T F R	九四二五	汽	奉天丸	東京市	大東汽船株式會社
J T F S	九四二六	帆	第貳重丸	東京市	長福ミツ

J T F V	九四二七	汽	第一有馬丸	東京市	森清右衛門
J T F W	九四二八	帆	第五號共悅丸	東京市	大塚せん
J T G B	九四二九	帆	虎丸	東京市	清水一二
J T G C	九四三〇	帆	第參龜丸	東京市	龜見彌太郎
J T D F	九四三五	汽	新竹丸	大阪商船株式會社	
J T D G	九四三六	汽	第二長久丸	大阪市	田中長兵衛
J T D H	九四三七	汽	金城丸	大阪市	井口牛兵衛
J T D K	九四三八	汽	大享丸	大阪市	大阪商船株式會社
J T D L	九四三九	帆	いろは丸	大阪市	立田芳太郎
J T D M	九四四〇	汽	敷島丸	和泉國岸和田港町	岸本修太郎
J T D N	九四四一	汽	楠丸	大阪市	飯田健藏
J T D P	九四四二	汽	海龍丸	大阪市	大阪商船株式會社
J T D Q	九四四三	帆	大阪丸	大阪市	有田好太郎
J T D R	九四四四	汽	第二幸丸	大阪市	松井福松
J T D S	九四四五	汽	福州丸	大阪市	大阪商船株式會社
J T D V	九四四六	汽	飛龍丸	大阪市	中條長市郎
J T H C	九四五一	帆	第三號浦吉丸	大阪市	川崎トキ
J T H D	九四五二	帆	第參拾五號金剛丸	大阪市	星野元五郎